

衆議院

内閣委員会

会議録第十二号

そのように決しました。

平成二十年四月二十五日(金曜日)

午前九時一分開議

出席委員

委員長 中野 清君

理事 江崎洋一郎君

理事 横田 義孝君

理事 村田 吉隆君

理事 大畠 章宏君

理事 赤澤 亮正君

理事 遠藤 宣彦君

理事 加藤 勝信君

理事 河本 三郎君

理事 平 将明君

理事 土井 亨君

理事 西村 明宏君

理事 吉良 州司君

理事 佐々木隆博君

理事 西村智奈美君

理事 石井 啓一君

(國務大臣
國家公安委員会委員長)

内閣府大臣政務官

(法務省大臣官房審議官) 三浦 守君	政府参考人 (外務省大臣官房審議官) 本田 悅朗君
政府参考人 (厚生労働省社会・援護局) 長杉 潤君	政府参考人 (国税庁調査審査部長) 杉山 博之君
内閣委員会専門員 中村 秀一君	

理事の補欠選任
政府参考人出頭要求に関する件

○中野委員長 これより会議を開きます。
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)

(議院送付)

○木原誠二君 おはようございます。自民党の木原誠二でございます。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。木原誠二君。

○中野委員長 これより質疑に入ります。

委員の異動
四月二十五日
同日
辞任
補欠選任

萩生田光一君

市村浩一郎君

馬淵 澄夫君

寺田 学君

森本 哲生君

寺田 阳介君

馬淵 澄夫君

寺田 学君

森本 哲生君

寺田 阳介君

馬淵 澄夫君

寺田 学君

○中野委員長 御異議なしと認めます。よって、
委員の異動に伴い、現在理事が一名欠員となつ
ております。その補欠選任を行いたいと存じます
が、先例によりまして、委員長において指名する
に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

理事萩生田光一君同日委員辞任につき、その補
欠として高市早苗君が理事に当選した。

理事萩生田光一君同日委員辞任につき、その補
欠として高市早苗君が理事に当選した。

○中野委員長 次に、内閣提出、参議院送付、暴
力団員による不当な行為の防止等に関する法律の
一部を改正する法律案を議題といたします。

この際 お詫びいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として警察
庁長官官房長米村敏朗君、生活安全局長片桐裕
君、刑事局長米田壯君、組織犯罪対策部長宮本和
夫君、警備局長池田克彦君、法務省大臣官房審議
官三浦守君、外務省大臣官房審議官本田悦朗君、
国税庁調査審査部長杉江潤君、厚生労働省社会・
援護局長中村秀一君の出席を求め、説明を聴取い
たしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 御異議なしと認めます。よって、
たしたいと存じますが、御異議ありませんか。

今回、あすから警備に当たって、青いいわゆ
る警護隊と言われる人たちの取り扱いはどうなつ
ていくのか、日本の警察当局としてどういう警備

体制をしいていくのかということについて、官房長官の発言もござりますけれども、警察当局から、確認の意味も込めて御説明いただきたい、このように思います。

○池田政府参考人 御指摘の、青い装束の警護隊といいますのは、聖火ランナーの伴走者を指すものと見えますけれども、彼らの任務が法執行を伴うというものであれば、これを受け入れることは一切認めない、その点については明確に私の方から申し上げまして、中国側からも、法執行は行わないという確約を得ているところでございます。

他方、御指摘の人たちが聖火の点火を行うなど、いわゆる聖火の保全をするということであります。その受け入れいかんにつきましては主催者側で検討されるべき問題だらうというふうに思っております。

ちなみに、JOC、日本オリンピック委員会では、聖火の保全に当たる者につきましては、開催地の組織委員会から派遣する者を受け入れるべきであるという見解を示しておられます。いずれにいたしましても、我が国におきます警備につきましては、我が国のおきまつては、開催地の組織委員会から派遣する者を受け入れるべきであるというふうに思つておられます。

これに當たるというふうに考えております。○木原(誠)委員 ありがとうございます。しかし先方にも伝えていただいてある、こういうことであります。ただ、日本の警備が甘かつたがゆえに、結果としてその人たちがいわゆる法的実力行使に出るということがないようにせひあすの聖火リレー、警備に万全を尽くしていただきたい、そのことをお願いしておきたいとうふうに思います。

それでは、暴対法について順次質問させていただきたい、このよう思つております。論的にお伺いをしたいというふうに思ひます。

暴対法が施行されて昨年で十五年ということで

ございます。その間、何度か改正を経て強化がされてきているわけありますけれども、そういうのを考えますけれども、警対法を指すものと見えますけれども、依然として九万人以上の人たちが暴力団組織に存在をしています。そこで資金獲得活動も、むしろ表社会といいますか、証券市場を活用したり行政に介入をしたりと、さまざまな意味で表の社会にも進出をしてきていました。

とりわけ、構成員そのものは減つておりますけれども、構成員を含めますと、依然として九万弱、八万五千以上の人たちが暴力団組織に存在をします。こういうことであります。中には、この暴対法が所期の効果を上げていないのではないかという厳しい御意見もあるというふうに聞いておりますけれども、警察当局として暴対法十五年の歴史をどうのようになされたかということについてお伺いいたします。

○泉国務大臣 平成四年に施行されました暴力団対策法は、いわゆる暴力団を反社会的集団と位置づけて、不当な行為に対し規制を加えようといいます。この法律の成立を見たところでござります。

この法律の施行以降、暴力団排除の機運が国民の中にも高まってきた、あるいは暴力団による不当な行為の防止という事柄も取り組むことができました。さらに、暴力団による資金源獲得活動の困難化、従来に比べますと厳しい状態になりました。さらには、対立抗争事件、これの抑止が働いた等々から、一定の効果があつたといふふうに認識をいたしております。

御指摘のございました、暴力団が具体的にどういう状況になつておるかとということをございます。が、構成員の総数は、平成十九年末で約四万九百人、前年と比べますと六百人の減少、これはわずかといえどもございますが、減少しておる。ただ、平成三年末に比べますと、法執行前に比べますと約二万三千人が減少しておるところで、こうした減少傾向がある。

あるいは、対立抗争につきましても、平成十六年、前回の改正前の五年間をトータルしますと二十六件あったものが、改正後五年間では十二件に減つておる。それなりの効果が出ておるというふうに認識をいたしております。

しかし一方では、委員御指摘のように、アン格化しておる、あるいは一般的な経済活動に進出しで、その中で資金獲得をする傾向が見られておることも事実でございます。

こうした反省の上に、あるいは現状分析の上に立つて、今回の法律改正をお願いした次第でございます。

正直申し上げまして、組の中でどのような態様で、そしてどの程度の金額が実際にヒットマンと言われる実行組員に支払われるのかどうかという情報を得るというのには、非常に難しいことだらうと思っております。したがつて、かなりの内部情報を得る情報体制がないと、せつからくの改正が無理なものがみずから活動をかなりアウトソーシングする中で、構成員的なところに広がつて、こういうことであろうと思ひます。そういう意味でいいますと、全体的にはまだまだ道半ばというのが正直な感想であります。

今の委員長の御説明の中にもありました、やはり人を縛り、そして資金源を断つということが、この暴力団対策の要諦というか、かなめであろう、こう思います。そういう意味でも、今回の改正がそれぞれ、構成員の面、そして資金源に深く入り込んでいくという意味での改正になつていていると、いうふうに思ひます。

順次、個別の項目についてお伺いをしてまいりたいと思います。

今、御答弁の中に、対立抗争が減つてきているという御答弁がございました。数字をとるとそういふふうに思ひます。

立抗争に巻き込まれて、病院で一般人の方が組員

と認認をされて射殺されるという、本当に痛ましい事件もあつたというふうに思ひます。

今回の改正で、そういう対立抗争ということについて、これを鎮静化させるという目的を持つて、実行犯に対する報償金の支払い、あるいは出所祝いというものの支払いを禁止するという項目が入つておるわけでございます。

私は、それは非常にいい改正だと評価をしたい、こう思ひます。思いますですが、その前提として、やはりこれは非効率性がないといけないんだろうというふうに思ひます。

正直申し上げまして、組の中でどの程度の金額が実際にヒットマンと言われる実行組員に支払われるのかどうかという情報を得るためには、非常に難しいことだらうと思っております。したがつて、かなりの内部情報を得る情報体制がないと、せつからくの改正が無理なものがみずから活動をかなりアウトソーシングする中で、構成員的なところに広がつて、こういうことであろうと思ひます。そういう意味でいいますと、全体的にはまだまだ道半ばというのが正直な感想であります。

今、委員長の御説明の中にもありました、やはり人を縛り、そして資金源を断つということが、この暴力団対策の要諦というか、かなめであろう、こう思います。そういう意味でも、今回の改正がそれぞれ、構成員の面、そして資金源に深く入り込んでいくという意味での改正になつている

と認認をされて射殺されるという、本当に痛ましい事件もあつたというふうに思ひます。数字をとるとそういふふうに思ひます。

また、暴力団に対しましては、実態を不透明化させると申しますか、組織 자체を隠ぺいするような動きというのは確かにございますけれども、私もどもいたしましては、平素からあらゆる方法を講じながら情報収集に努めておるところでござい

まして、今回の規定も適正に適用できるものと考
えております。

○木原(誠)委員 ありがとうございました。

御答弁としてはそういうことかなと思います。
ぜひ、情報収集活動、そして、実効あるものにな
るよう、体制の整備をしっかりと進めていただき
たいと思います。

この改正について一点、私、もう少し踏み込ん
でもいいのかなと思いますのは、今回の改正が、
そういう対立抗争があつた、その後実行犯が確定
をする、出頭してくるのか、あるいは警察組織に
よつて拘束をされるのかわかりませんけれども、
いづれにしても実行犯が確定をし、そして刑が確
定した後に、ようやく暴力団組織に対して賞揚行
為の禁止命令が出せる、こういう仕立てになつて
いるわけありますけれども、私は、なぜ刑が確
定した段階までむしろ逆に出せないのかというこ
とをぜひお伺いしたいというふうに思います。

もちろん、実行犯が確定できていなければす
から、実行犯の側に受け取ることについての禁止
命令を出すのは難しいと思いますが、対立抗争が
現にあつて、どの暴力団組織が対立抗争をやつて
いるのかというのはわかる中で、その暴力団組織
に対して、対立抗争があつた段階で賞揚行為の禁
止命令を出すということがあつてもいいのではな
いか、こう思うんですけど、そういう仕立てになつ
ていないのはなぜかということについて御答弁を
お聞きたい、このように思つております。

○宮本政府参考人 対立抗争などで、組のメンツ
のかかったようなと申しましようか、こういつた
ような事案でいわゆるヒットマンとして犯罪行為
を行う。そうすると、一般的には、組としてそれ
に対する賞揚を行うということは当然のこととし
て考えられるわけでございます。しかしながら、
命令と/or いう形で禁止命令をかけますので、やはり
そこには具体的に、そういう賞揚行為を行つておそ
れというものの認定が必要になつてくるであろう
といふことで、まず第一次的には、被疑者ないし
はその実行行為の具体的な状況がわからずともと
て、このように承知をしております。

いうことではなしに、やはり、暴力団側にある程
度そういうおそれがあるということが、おそれの

御答弁がますできなければ行政処分としてはかける
ことは困難であろう。

次に、裁判が確定する前、ある程度私どもの方
で犯人を確定し、事實関係が確定した場合でござ
いますけれども、こういつた場合で裁判の確定以
前の段階ではどうだということもあるうかと思ひ
ますけれども、こういつた場合に賞揚行為として
金品等が供与されるということになりますと、こ
れは、当然のことながら、犯罪行為により得た金
品報酬として得たものという形になります。し
たがいまして、これは当然、没収、追徴の対象と
なり得るわけでございますし、また、刑の情状
の判断においても、この点は考慮される。いわゆ
る刑事制裁の面で、その内容として判断すべき事
柄ということではないかということで、刑が処せ
られた後に、こういう行為が行われたとき、その
おそれがあるとき、これに禁止命令を発出するこ
とが妥当である、このように考えた次第でござ
ります。

○木原(誠)委員 ありがとうございました。

どの段階でその賞揚行為を行つておそれがあるか
というのは、必ずしも私は今の答弁で十分納得が
できるわけではありませんが、今回の改正そのもの
は反対するところではありませんので、ただ、
今後もし機会があれば、もう少し前広にそういう
禁止命令が出せないのかということについてぜひ
御検討いただきたい、このように思つております。

今、人の面について少しお伺いをしたわけです
けれども、今回の改正でもう一つ、資金源を断つ
という意味で重要な改正が入つてているというふう
に認識をしております。つまり、威力利用資金獲
得活動というものでしようか、今まで対立抗争に
よつて一般人が受けた被害ではなくて、それ以外
のものについても、使用者、いわゆる組幹部の損
害賠償責任を追及できる、このような規定が入つ
て、このように承知をしております。

これも、私は非常に重要な改正だろうというふ
うに思いますけれども、これまで、民法七百十
五条であろうと思いますけれども、使用者責任を

追及する裁判というものは各地で起きているわけで
あります。今回の改正によって、被害を受けた一
般人からするとどの面で立証責任が緩和をさ
れ、そしてまた引き続き何を立証しなければいけ
ないのか、この違いについて簡潔に御説明をいた
だきたいと思います。

○宮本政府参考人 現行法のもとにおきまして、
民法の使用者責任、七百十五条の規定を利用し
て、いわゆる末端組員が行つた不法行為について
組長なり代表者なりへの訴訟ということが行わ
れていますけれども、この場合におきましては、
被害者側で、その行為が暴力団のいわゆる事業と
して行われたという事業性の問題でありますと
か、使用者性の問題、それから事業執行性の問
題、こういつた点を主張、立証することが求めら
れております。

被害者側におきまして、その不法行為を行いま
した暴力団員が所属する暴力団内部の組織の形態
でありますとか意思決定過程、それから、代表者
でありますとか傘下の組長、こういつた者がどの
ようにして内部統制をしているか、また、上納金
の徴収システムはどのような形になつておるか、
先ほど申し上げた事業性等々につきましては、こ
ういった点をかなり具体的に解説、立証していく
なければならないません。これは、警察による支援が
あっても、被害者にとってかなり大きな負担とな
つているのが実情でございます。

一方、今回の改正が実現をいたしますと、被害
者側といたしましては、その不法行為が指定暴力
団員によつて行われた、それから、その不法行為
が威力利用資金獲得行為を行つて行われる
可能性の全くない場合にまでその責任を負わせ
ることは難しかろうということでありますけれど
も、ただ、この規定の仕方は、例えば一つの組、
指定暴力団であれば、制度として、その暴力団が
いわゆる上納金システムのようなものを一切持つ
てない、こういう場合を想定しておりまして、
現実問題として、そういう指定暴力団というのは

○木原(誠)委員 ありがとうございました。

ここでも一点、もう少し踏み込んでいいのか
など思うことがございます。きのう、ちょっとレ
クをいただいたときに余り明確に通告をしなかつ
たので、もしも答えいただければと思いますが、

今回のこの三十一條の二には、適用除外が二つ
ありますけれども、こういつた場合で立証しなければいけ
ないのか、この違いについて簡潔に御説明をいた
だきたいと思います。

○宮本政府参考人 現行法のもとにおきまして、
民法の使用者責任、七百十五条の規定を利用し
て、いわゆる末端組員が行つた不法行為について
組長なり代表者なりへの訴訟ということが行わ
れていますけれども、この場合におきましては、
被害者側で、その行為が暴力団のいわゆる事業と
して行われたという事業性の問題でありますと
か、使用者性の問題、それから事業執行性の問
題、こういつた点を主張、立証することが求めら
れております。

被害者側におきまして、その不法行為を行いま
した暴力団員が所属する暴力団内部の組織の形態
でありますとか意思決定過程、それから、代表者
でありますとか傘下の組長、こういつた者がどの
ようにして内部統制をしているか、また、上納金
の徴収システムはどのような形になつておるか、
先ほど申し上げた事業性等々につきましては、こ
ういった点をかなり具体的に解説、立証していく
必要があります。これは、警察による支援が
あっても、被害者にとってかなり大きな負担とな
つているのが実情でございます。

一方、今回の改正が実現をいたしますと、被害
者側といたしましては、その不法行為が指定暴力
団員によつて行われた、それから、その不法行為
が威力利用資金獲得行為を行つて行われる
可能性の全くない場合にまでその責任を負わせ
ることは難しかろうということでありますけれど
も、ただ、この規定の仕方は、例えば一つの組、
指定暴力団であれば、制度として、その暴力団が
いわゆる上納金システムのようなものを一切持つ
てない、こういう場合を想定しておりまして、
現実問題として、そういう指定暴力団というのは

したがいまして、代表者の側で、そういうシステムがない、末端の組員の活動から利益を一切得ていらないということを立証しなければならないと、いうことでござりますので、ある意味では、法制的には、この点の立証を代表者側がするというのは極めて困難であろうと考えております。

○木原(誠)委員

ありがとうございました。

この適用除外は、確認的に置かれた規定である、基本的には、現実にはほとんど適用がないだろうという御答弁だったというふうに思います。そういうことで理解をいたしたいというふうに思っています。

○木原(誠)委員

委員長、ありがとうございます。

あともう一点、結局、この規定が本当に効果を持つかどうかというのは、一般市民が泣き寝入りをしないかどうかということにかかっているんだろうと思います。今までの対立抗争の中での損害賠償請求ということになりますと、対立抗争そのものは明らかに世間にわかりますから、警察組織もまた、そこで被害が生じている、生じていないというのが把握できるわけですから、今回、より広がったこの使用者責任ということに関して言いますと、なかなか表に出でこない、こういうことであろうと思います。ましてや、組幹部の責任を問うということになりますと、一般人にとっては相当なプレッシャーであろう、こう思いますがれども、泣き寝入りをしないように警察としてどのような支援なり対策をとっていくのか、御説明をお願いいたします。

○國務大臣

これは、今委員御指摘のように、被害者の方々が泣き寝入りをしないように、御自分の被害の状況をきちんと明らかにするように、そこには警察がどういうお力添えができるか、万全を期して取り組まなきやならないという思いを持つております。

そこで、具体的には、暴力追放運動推進センターというものを持っておりますし、弁護士会な

どとの緊密な連携を図つていく。被害者に対しま

しては、加害者が指定暴力団員であることの情報

提供をするあるいは、新設された規定の活用などによって被害回復のための手法をお教える、

さらに、先ほど申し上げました推進センターによ

る訴訟費用の貸付制度の教示、それから弁護士の

民事介入暴力対策委員会等の紹介など、いわゆる

訴訟に対する全面的な積極的なバックアップを

させていただくことが必要だと思つておるわけであります。

これらの事柄を通じて、嫌がらせや報復といっ

た、一般の民間人の方がしり込みをすることにな

いよう万全を尽くしてまいりたいと思っておる

ところでございます。

○木原(誠)委員 委員長、ありがとうございます。

ぜひ、一般市民の側に立つて万全の支援をとつていただきたい、そして有効な法案改正になるよ

うに実効あるものにしていただきたい、このようにお願いをいたします。

少し法案の改正からは離れたいと思いますけれ

ども、やはり暴力団を最終的に根絶していくとい

う中につけては、人をどう絞り込んでいくか、こ

れは重要なことでありますけれども、やはり一番

のかなめは、資本源をしつかり断つていく、こう

いうことであろうというふうに思います。

そういう意味で、既に、例えば組犯法の中で没

収規定が十分と充実をしてきておりますし、また

マネロン対策も、F.I.U.が警察庁に移管をされる

という中でかなり強化をされてきているわけであ

りますけれども、もう一点、この分野でぜひ我々

が認識をしておかなければいけないのは、やはり

税務当局の力というのも非常にあるのではないか

というふうに私は思つております。アル・カボネ

が摘発されたのもやはり税務当局が中心であつた

というふうに思ひますけれども、今、警察当局が

違法な収益を認識したときに、あるいは暴力団の

活動を把握したときに、恐らく税務当局が中心であつた

いうふうに思ひます。その中で、税務行政、徵稅

等を行つことを助長するおそれのある団体、こういふうに定義をされていました。

税務当局にお伺いをしたいと思いますけれども、どの程度この課税通報が警察当局からなされ、そしてそれをいかにして活用し、そして同時に、どんな戦略なり基本的なポリシーを持つてゐる運営活動に対する徴稅に当たつてはいるのか

ということについて御答弁をお願いいたします。

○杉江政府参考人 様答えいたします。

国税当局は、納稅者の適正公平な課税を実現す

るという観点から、暴力団等につきまして、さ

まざまな機会を通じて、課税上有効な資料情報の

収集に努めており、課税上問題があると認められ

る場合には、実地調査を行うなどにより適正公平な課税の実現に努めているところでございます。

しかししながら、暴力団等の違法行為による収益につきましては、その正確な把握が困難な面もあり、また調査に対する協力度が極めて低いという

問題があるため、従来から、警察当局との協力関係を緊密にして、暴力団等の課税に関する情報の提供を受け、これを活用することなどにより、暴力団等に対する課税の適正化に努めてきたところです。

しかしながら、暴力的行為、不法行為を行うこ

とを助長するおそれが常習的にある、そういう団体を、適法なものとして認めているとまでは申しませんけれども、しかし違法なものとして却下も

思ひますことは、暴力的行為、不法行為を行つこと

を言及があつたわけでございます。法律の条文の中にも、集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行つことを助長するおそれのある団体、こう

いふうに定義をされているわけであります。

しかし、私がこの暴対法にやや限界があるなど

していな。したがつて、そういう団体の存在を

ある程度認識した上で、基本的には中止命令を出

して、そしてそれに対して処罰をかけていく、そ

ういう構成になつてゐるわけであります。した

がつて、中止命令が出るまでの間、その団体の活

動というものはある程度許容されているというの

が今の法律の建前ではないか、こう思つております。

今後とも、警察当局と緊密に連携を図りながら、適正公平な課税の実現に努めてまいりたいと

考えておるところでございます。

それから、御質問ございました、警察当局から

提供される課税に関する情報の件数でございます

が、年間約四百件から五百件となつてているところ

でござります。

○木原(誠)委員 ありがとうございます。

御答弁としてはそういうことであろうというふ

うに思ひます。なかなか微税の中身についてまで

細かくは御答弁いただけないというのを理解いた

します。しかし、私は、いかなる組織であつても

やはり経済的欲求というのが中心であろう、こう

いうふうに思ひます。その中で、税務行政、徵稅

等を行つことを終りたいというふうに思ひます。

い、このことをお願いしておきたいと思います。

時間が迫つておりますので、最後の質問にした

いと思います。

ここまで何点かお伺いをしてまいりました。冒

頭、委員長の方から、暴力団の組織の性格につい

て言及があつたわけでございます。法律の条文の

中にも、集団的にまたは常習的に暴力的不法行為

等を行つことを助長するおそれのある団体、こう

いふうに定義をされているわけであります。

しかし、私がこの暴対法にやや限界があるなど

していな。したがつて、そういう団体の存在を

ある程度認識した上で、基本的には中止命令を出

して、そしてそれに対して処罰をかけていく、そ

ういう構成になつてゐるわけであります。した

がつて、中止命令が出るまでの間、その団体の活

動というものはある程度許容されているというの

が今の法律の建前ではないか、こう思つております。

いろいろ強化をしていただいておりますけれども、もう一步踏み込んで、諸外国にありますよう

に、こういう暴力組織そのもの、その存在そのも

のを否定すると、いうようなものとして指定をする

ことが必要だと、いう意見も多々あると承知をして

おりますけれども、この点についてお伺いをし

て、質問を終わりにしたいというふうに思ひます。

○宮本政府参考人 御指摘のとおりで、この暴力

団対策法は、指定暴力団員のいわゆる反社会的活

動、その個々の行為をとらえて規制を行つ、これ

が必要かつ合理的であろう、という考え方方に立つて

おりますけれども、この点についてお伺いをして

、質問を終わるためにしたいというふうに思ひます。

○木原(誠)委員 ありがとうございました。

が認識をしておかなければいけないのは、やはり

税務当局の力というのも非常にあるのではないか

というふうに私は思つております。アル・カボネ

が摘発されたのもやはり税務当局が中心であつた

いうふうに思ひます。その中で、税務行政、徵稅

等を行つことを終りたいというふうに思ひます。

また、団体そのものを非合法化する制度とい

ことにつきましては、これは一方で、憲法の保障する結社の自由との関係でございますとか、我が国刑法規全体系との整合性なり、またさらには、規制した場合の規制の実効性といった問題、こういった観点から十分な検討をしていかなければならぬ、慎重な検討が必要であろうというふうに考えております。

○木原誠委員 ぜひしっかりと検討していただきたい、このように思います。

以上で終わりにします。ありがとうございます。

○中野委員長 次に、楠田大蔵君。

○楠田委員 民主党の楠田大蔵です。

本日議題となりました暴力団員による不当行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案について、民主党のトップとしてまず質疑をさせていただきます。

この問題は、我が郷土福岡にとりましても非常に心の高い問題であります。大臣も福岡出身でございますが、ます、福岡には、全国二十二の指定暴力団のうち実に五つが存在をしております。あわせて、自民党的派閥の長も三人おられて、また、泉大臣、そして取り締まり側のもう一人、鳩山法務大臣も福岡ということで、非常に福岡というものは、少し今異質なところでもあるのかな、そうした観点も持っております。別にそのような因果関係にあえて触れるわけではありませんが、う学校だったので、いわゆる中高一貫の男子校で進学校と言われておりましたが、そのせいでも久留米に通つておりますし、私自身は幸運にもその学校はされておりまして、久留米大附設といふとくにうわさで聞いていたのが、やはりそういう我々中学生なり高校生から奪ったお金を、その取つた側の学生も、上の先輩やいわゆるチンピ

ラ、暴力団へと上納していくという話も子供のとき聞いて、要は、弱い者から搾取するシステムというのが地域によつてはあるんだな、こうしたシステム自体を何とかせないかなど子供のときから思つていただけであります。

そして、そうした中で我が地元でも、以前にも増して脅威がすぐそばにあるという今状況であります。

特に道仁会と九州誠道会の抗争というのは激しいものでありますと、先日、もう半年以上になりますが、市街地、福岡市の人人が大変多い住宅地中で、夕方でしたけれども、夏祭りが開催されています。

この抗争は、病院で全くの人違いで一般の罪のない三十代の方では、これも非常に痛ましい事件でありました。が、病院で全くの人違いで一般の罪のない三十代の若い方が誤って射殺をされるという事件も起つたわけであります。

そうした中で、報道が地元では特に統いておりますが、先日、この被害者の遺族宅に組関係者が訪れて、三百万円を持ってきたということでした。が、それと同時に、これは誠道会側であったと思いまます。が、手紙の中に抗争終結の意思を示して、そして、組長をかえる、会長をかえることで抗争を終結させたい、そうしたことが報道上ではされてもおります。

実際、この抗争がいつまで統いていくのか、終えんに向かつているのか、この点を、まず地元の思いとしてもお聞かせをいただきたいと思います。

○宮本政府参考人 道仁会と九州誠道会の対立抗争でございます。もともと道仁会内部の対立に端を発したものでございまして、二十四件発生を終りました。もともと道仁会と九州誠道会の対立がございましたが、この点を、まず地元の思いとしてもお聞かせをいただきたいと思います。

○楠田委員 片一方の組長が薬物容疑で逮捕されました。が、佐賀のこの犯人なんかは、私の地元で警察ともみ合う際に銃撃、発砲をして、その末に捕まつたということになります。

そうした中で、いわゆる暴力団組織というものは、本当にごくそばでこうしたことが起こつて、その不安の声も改めてお伝えをしたいと思います。

そうした中で、いわゆる暴力団組織というものは、対してどのように取り締まっていくか。これは、かつて暴対法が平成四年に施行される前は、一般の刑法等で取り締まりをするしかなかつたのであると想像しておりますけれども、そうしたかつての対策から一步踏み出して暴対法というものができたということは言えると思います。

その後も数次にわたつて改正がされてきました。あります。こうした経緯と効果、意義というものが、これまでのそうした取り締まりの流れというものをまずお聞かせいただけますでしょうか。

○泉国務大臣 平成三年に制定されました暴力団対策法は、暴力団そのものを反社会的な集団という位置づけをいたしまして、団員による不当な行為に対し規制の網をかけるという考え方でございました。その後の改正によりまして、暴力団への加入を強要する行為に対する規制、指定暴力団として指

力団として指定するなど、対策を講じてきているところでございます。

そこで、先般、九州誠道会が対立抗争の終結を宣言した、こういう報道があつたことは承知をしています。ところでお聞きますけれども、これにつきましては、私ども認識しているところでは、道仁会との対立がこれで解消したと認められる状況にはないものというふうに考えております。対立状況はまだまだ継続しておる状況でございます。

かなか先行き不透明といった状況もございますが、引き続き、両団体に対する情報収集を徹底すると同時に、さらに徹底した取り締まりを続けてまいりたいと考えております。

○楠田委員 片一方の組長が薬物容疑で逮捕されました。が、佐賀のこの犯人なんかは、私の地元で警察ともみ合う際に銃撃、発砲をして、その末に捕まつたということになります。

今回の法改正を通じて、さらに暴力団の弱体化あるいは壊滅を目指して、この法律の効果的な運用を図つてまいりたいと考えておるところでございます。

○楠田委員 反社会的集団と認定をして取り締まり、網をかけていくという話もございましたし、弱体化、壊滅を目指していくという意思も改めて述べていただきましたが、先ほどの質問でもありましたように、中止命令を出して、その後取り締まるという形でもありますし、あくまで行政的な取り締まりの延長でもあるということでありますので、命令を出される前は大丈夫であるとか、逆に相手側に準備する、そうした予測を与えているという指摘もあるところであります。そうした観点も含めまして、これから質問を進めてまいりたいと思います。

そうした中で、今回新たに改正を、それぞれ大きく言えば五点ほど大きな論点があると思いますが、改正をなす背景と意義と効果というものが、改正をなす背景と意義と効果というものが、改正をなす背景と意義と効果といふと、まず簡潔にお答えいただけますでしょうか。

○泉国務大臣 先ほど委員から御発言がございましたように、暴力団による銃器使用事件、これ

また一方で、暴力団の資金獲得活動に関連して、国民の一般の方々の命や財産が深刻な被害を受けておるという状態もあるわけでございます。この暴力団の資金獲得活動というのは多様化しておるし、また巧妙化してきておるわけでありまして、暴力団の各種事業活動への進出を阻もうとする行政機関等に対して、暴力団員が不正当干渉をする、要求をする、こうした実態も起きております。

今回の改正は、こうした状況を踏まえまして、暴力団の代表者等の損害賠償責任の拡大強化、それから対立抗争に関する賞揚等の規制、さらに行政対象暴力の規制等を行おうとするものでございます。この改正によりまして、対立抗争等による暴力行為の抑止、暴力団の資金源の封圧及び被害回復の促進が図られるものと考えておるところでございます。

○楠田委員 確かに大臣言われましたように、最近またとみに、反対運動の先頭に立つ方が逆にねらわれてしまう、そういう被害が出てまいりましたり、抗争事件で、いわゆるヒットマンといいますか、鉄砲玉のような形で事件が行われるということも結局のところ今なお続いているわけでありますから、時宜を得た今回の改正だとは思つておりますが、その一つ一つについて、これから改めて問うていきたいと思います。

まず最初に、九条関係でありますけれども、暴力的要素行為として規制する行為を新たに追加されました。特に今回は、行政に対する不当な要求に対する規制を強める、新たに加えるということになつたわけであります。こうした意義と効果に加えまして、今、例えば北海道でも生活保護不正受給等もまた起つたところであります、公共工事について、例えは暴力団排除要綱等の整備といふのは、自治体としてこれまでも進めてこれまた、九割近くに整備率が上つているということでありますけれども、逆に言えば、一割はその整備さえ進んでいないということも言えるわけであります。

今回の法改正を契機に、行政庁というものが例外なくこうした悪に対し一致団結して毅然と立ち向かうこと、こういうものを担保する方策自体も非常に重要な要素だと思いますが、そうした意義と効果と、そして担保する具体的な方策についてお答えいただけますでしょうか。

○宮本政府参考人 近年、暴力団の資金獲得活動は多様化、巧妙化をしておりまして、一般的の経済取引を装つて資金を獲得する、こういった傾向が見られるところでございます。そういう中で、許認可等を行います行政庁に対して、自己または自己の関係者に有利となるような権限の行使を要求する、こういった傾向が顕著になってきております。

また、国や地方公共団体が行う公共工事の入札参加資格の審査において、暴力団関係企業の排除といったことが行われておりますので、そこで、指定暴力団員が、国や地方公共団体に対し、暴力団関係企業を公共工事の相手方とするといったことや、また、ライバル他社を入札から反対に排除する、こういったようなことを要求する、こういった実態がございます。

このように、近年、行政庁等に対しまして暴力団の威力を示して不当な要求を行う行為類型が見受けられるようになつてきましたことから、新たにこれらを暴力的要素行為として規制することとした

連携といったことがまず極めて重要であるというふうに考えております。そこで、警察におきましては、国の行政機関につきましては、犯罪対策閣僚会議のもとに設置をされましたが、暴力団取り締まり等総合対策ワーキングチームでありますとか、行政対象暴力に対する関係省庁等連絡会議、こういったもの、また、地方公共団体の行政機関につきましては、それぞれ各種の暴排協議会といったものが設置されております。こういったものの活用しながら、それぞれ緊密な連携を保つてあるところがございまして、行政対象暴力への対策を推進するため、国や地方公共団体の行政機関と警察とが緊密な連携を図つて、こうしたものに対し毅然とした対応をとつてまいるように努めてまいりたいと考えております。

○楠田委員 まず、冒頭にありました、自治体等の対策が進んでいたために余計暴力団が強く行政対象に臨んでいる、その観点はちょっと私自身理解できないところもありましたが、いずれにしましても、先ほど大臣の話もありました長崎での伊藤一前市長、私も何回かお会いしたこともありますたけれども、大変立派な方でありますたが、それからちょうど一年たまですねけれども、あの犯人はまさに、こうした行政対象暴力を求めるながらも、この市長なり市役所が毅然と対応しているからこそああいう犯行に及んだということで、まさしく、まじめに取り組んでいる方こそがこうした被害に遭つてしまつてがないように、二度と起らこなさないよう、そうした観点からも取り組んでいただきたいと思います。

次に、三十条の五の関係でありますけれども、暴力排除が一方で進んでくるから、またそこに暴力団が不当な要求行為をする実態が出てきているという面もあるわけでございますけれども、いざれにいたしましても、行政対象暴力の根絶のため、

ろしにくくなってきたという話もありますけれども、それにいたしましても、将来的なこうした賞揚、慰労があるからこそ実際に組織の命に従うと思つては、犯罪対策閣僚会議のもとに設置をされましたが、暴力団取り締まり等総合対策ワーキングチームでありますとか、行政対象暴力に対する関係省庁等連絡会議、こういったもの、また、地方公共団体の行政機関につきましては、それぞれ各種の暴排協議会といったものが設置されております。こういったものの活用しながら、それぞれ緊密な連携を保つてあるところがございまして、行政対象暴力への対策を推進するため、国や地方公共団体の行政機関と警察とが緊密な連携を図つて、こうしたものに対し毅然とした対応をとつてまいるように努めてまいりたいと考えております。

そうした中で、改めて背景、意義と効果に加えて、賞揚、慰労の目的で「金品等の供与をするおそれがあると認めるときは、」という構成といいますか条文になつておりますけれども、賞揚などの「おそれ」とはどのように認定するのか、これについてもあわせてお聞かせください。

○宮本政府参考人 対立抗争などに関連をいたしまして、いわゆるヒットマン、鉄砲玉といった犯罪を犯した人間、そしてその服役した構成員が有所した際に多額の功労金を渡したり、高い地位に昇進させたり、こういった慣行が暴力団の間に存在をしております。こうした行為が将来の暴力行為を助長する結果となつているということで、これを規制し、暴力行為を阻止、抑止していくこうといたしました。

○楠田委員 まず、冒頭に申しましたように、まさしく私の地元でも、典型的とも言えると云ふふうに考えております。こうした要素を総合的に考慮して、判断するところになるというふうに考えております。○楠田委員 かつて組自体でそういう金品の供与等が行われていたことも含めてということで、そういう事例も含めておそれを認定するということをわかりました。

そして、この金品等の供与を受ける者でありますけれども、ちょっととこれは通告外であります。が、この者自体に、その犯人以外の、実行犯以外の親族等も含まれるのか。また供与する側としては、これまたどのような者が想定されるのか。組関係者だけを想定して実際に中止命令を出したとしても、第三者を経由するなどすれば脱法というのではなく、第三者的な側面から見ると、この点はいかがでしょうか。

○宮本政府参考人 この金品等の供与は、例えば家族などに対する場合でございますが、これは、賞揚等としてなされるおそれがある場合に対象となりますので、事実認定の問題といたることはありますけれども、一般的に、非常に個人的な人間関係で、例えば家族が生活に困っているので生活の面倒を見るといったような形まで規制の対象としているものではありませんから、反面、極めて些額の金品、そういったものを超えて、明らかに賞揚行為と認められるような形で、また額で行われれば、これは事実認定でございますが、賞揚の対象として今回の規制の対象となり得るというふうに考えております。

また、だれが金品等の供与をするおそれがあるのかということです。これも事案に応じて異なるものと考えられますが、一般的には、その暴力行為を敢行して刑に処せられた指定暴力団員の直属の組長でありますとか、指定暴力団員の代表者等を含む、行つた人間の系列上位の組織の幹部、こういった者が想定をされるところであります。命令自身は、想定される複数の者に対して発出するということが考えられるという前提でございます。

この場合におきまして、第三者を介してといったような場合、そいつた抗弁をさせないよう第三者を介して供与してはならないというふうに命ずることもできますし、また、純粹に第三者を手足として使つたことであれば、その当人にに対する命令としてそれも規制の対象になる、こういうことであらうと思つております。

案として提出した次第でございます。

○楠田委員 要は、今までの事件が起きたものについて特に限つて、今回新たに試行的に取り組まれたという思いが感じられたところでありますけれども、やはりそのほかの、民事訴訟手続に関する暴力団員の報復というものも常々あるところでもありますので、そうした検討もぜひこれから後、考慮をしていただきたいということを要望しておきたいと思います。

三十一条の二の関係に進ませていただきますが、代表者等の損害賠償責任の拡大強化の背景、意義をまずお聞きしたいと思います。

かつて、国会の答弁で、組長、親分の統制のもとの行為と認定するのは難しいという答弁もたしか平成十六年に、少し前にあつたところであります、その整合性も含めて、この点をまずお答えいただきたいと思います。

○宮本政府参考人 指定暴力団員による威力利用資金獲得行為に関連をいたしまして、国民の生命、身体、財産に深刻な被害が発生をしている、しかしながら、末端の暴力団員は損害賠償のための資力に乏しいというのが一般である。そこで、今回の改正で、指定暴力団員が威力利用資金獲得行為を行つて他人の生命、身体または財産を侵害したときは、一定の場合を除きますけれども、当該指定暴力団の代表者等が損害賠償責任を負う、こういう規定をすることとしたところでございます。

こうしたこととは、平成十六年の暴力団対策法の改正の当時から、こういった代表者等の損害賠償責任の拡大強化については御指摘をいただいていたところでございます。その当時からの検討課題たどりたところでございます。その後、指定暴力団員の威力利用資金獲得行為によつて得られた利益が組織に取り込まれていた事件を検挙するなどして、そうした威力利用資金獲得行為と代表者等の関係がより明らかとなってきたということがございますし、また、暴力団対策の方向といつまして、暴力団の組長なり責任者、代表者、

こういった者の責任追及をより厳しく行つていくべきである、こういった観点から、今回の改正案を提出させていただいたところであります。

○楠田委員 やはりどうしても、例えば先ほど冒頭に申した、地元の新たに分裂した暴力団組織の指定がこの二月にまでれ込んだ、そういうふうに常に感じられるところでもありますので、そうした未然に防ぐという観点をぜひ持つていただきました

いと思っております。

時間の関係もありますので、この定義について

はちょっと飛ばしまして、ただ、この規定が適用されたとしても、被害者が報復を恐れたり手間がかからつたりするために訴訟提起に踏み込めないのではないかか心配もあるわけであります。やはりこれもつきまとつわけであります、この対策についてはどのように考えておられますか。

○宮本政府参考人 御指摘のとおり、被害者の方々が暴力団に対し訴訟を起こすということは大変な勇気の要ることであろうかというふうに思つております。

一方で、そうしたさまざまの困難を押して、暴力団組長に対する損害賠償訴訟を一般の民法の規定に基づいて提起していくらっしゃる方々もおられるところでございまして、一つには、こういうような方々に対しまして、今後この規定が非常に大きな支援の項目となるというふうには思いますけれども、一方で、嫌がらせや報復を恐れる、これに対する、当然のことながら警察といったところでございまして、安全確保というのは何より大切でありますので、こうした新たな義務が加わったこの改正で実際どういう履行が想定され、安全確保が進むのか、これについてもお答えいただけますでしょうか。

○宮本政府参考人 安全配慮義務についてでございますが、警察といったしましては、当然のことながら、従来からも行つているところでございますけれども、暴力団等による危害をこうむるおそれのある方、こういった方々の保護対策として、保護対象者ということで指定をいたしまして、危害行為の未然防止の措置を図つてしているところであり、これをさらに推進することといたしております。

さらにも、いわゆる地方公共団体などの行政当局において、当然のことながら警察といったところであればならないし、これらの方の不安感を除去し、また安全を確保するために、保護対策に万全を期していくかなければならないというふうに考えております。

また特に、今回の改正において、先ほど答弁したとおり、代表者等を含めまして指定暴力団員に対して損害賠償請求をし、またはしようとしている方、あるいはその御家族に対し、関係の指定暴

力団員がつきまと等の請求妨害を行うことを規制することとしておるわけでございます。こういったものを効果的に運用してまいる必要がある

ためのそのためのそうした保護対策こそが重要だと思つております。そこで、次の三十二条関係にも当たるるに万全を期すことができるものというふうに考えております。

○楠田委員 規定自体が支援というお答えもありましたけれども、私は、やはりこの規定が生かされるために、起つてからじゃないとなかなか踏み込んでいくべきでないということが今までの質問の中では非常にありますので、今までの質問の中では非常に防ぐという観点をぜひ持つていただきました

いと思っております。

時間の関係もありますので、この定義についてはちょっと飛ばしまして、ただ、この規定が適用されたとしても、被害者が報復を恐れたり手間がかからつたりするために訴訟提起に踏み込めないのではないかか心配もあるわけであります。やはりこれもつきまとつわけであります、この対策についてはどのように考えておられますか。

一方で、そうしたさまざまの困難を押して、暴力団組長に対する損害賠償訴訟を一般の民法の規定に基づいて提起していくらっしゃる方々もおられるところでございまして、一つには、こういうような方々に対しまして、今後この規定が非常に大きな支援の項目となるというふうには思いますけれども、一方で、嫌がらせや報復を恐れる、これに対する、当然のことながら警察といったところでございまして、安全確保というのは何より大切でありますので、こうした新たな義務が加わったこの改正で実際どういう履行が想定され、安全確保が進むのか、これについてもお答えいただけますでしょうか。

○宮本政府参考人 安全配慮義務についてでございますが、警察といったしましては、当然のことながら、従来からも行つているところでございますけれども、暴力団等による危害をこうむるおそれのある方、こういった方々の保護対策として、保護対象者ということで指定をいたしまして、危害行為の未然防止の措置を図つてしているところであり、これをさらに推進することといたしております。

さらにも、いわゆる地方公共団体などの行政当局において、当然のことながら警察といったところであればならないし、これらの方の不安感を除去し、また安全を確保するために、保護対策に万全を期していくかなければならないというふうに考えております。

また特に、今回の改正において、先ほど答弁したとおり、代表者等を含めまして指定暴力団員に対して損害賠償請求をし、またはしようとしている方、あるいはその御家族に対し、関係の指定暴

力を想定いたしております。

○楠田委員 時間も参りましたので、そろそろ終わらせていただきますが、北九州の方でも、たしか歓楽街のトップで反対運動をしている方がねらわれた事件も近年ありましたし、記憶に新しいこととしては、昨年十月の鹿児島での、追放の取り組みをしている団体の代表がまさしくごみを出すという一瞬のときに襲われるということもあったわけでありますので、今まで行つてきたということがあります。が、実際こういう被害も起つてありますから、そうした観点をより強く留意して

おりますから、そうした観点をより強く留意していただきたいと思います。

最後に大臣にお聞きしようと思いましたが、時間が参りましたので、思いとしまして、やはり経済犯罪等に進出をするという動きも強まっておりますし、また今回、民事上の頂上責任は新たに加わつたところであります。が、やはり刑法において頻繁に行われているという状況だと思います。そうした中で、この二項の中で、国及び地方公共団体に事業者等の安全確保配慮義務というのが新たに加えたということです。我が地元で、そのような抗争が激しくなるという状況でもあります。

そうした中で、この二項の中で、國及び地方公共団体に事業者等の安全確保配慮義務というのが新たに加えられたということです。我が地元で、そのような抗争が激しくなるという状況でもあります。

○中野委員長 次に、西村智奈美君。

○西村(智)委員 民主党の西村智奈美でございます。

今回は三年ぶりの法改正ということで、毎年、警察庁の方でも暴力団の動向については詳細な報告書を出しておられます。私もそれを読んで勉強させていただきましたけれども、特に近年は、非常に組織的ないわゆる狹義の暴力団というものが、それから知能活動をする特殊的なグループといふうに、だんだん分裂される傾向にあるといふうに伺っております。経済活動、資金獲得活動などは、いわゆる本体とは別の組織が資金獲得活動を行うようになつてきているという中で、

活動を行つようになつてしまっているという中で、

言つてみれば、暴力団の構成員とされている方の

人数と構成員の人数が逆転をしているというふうに伺っております。

こういう中で今回の改正ということになつたわけで、この数年間、日本国内であつたいろいろな事件、こういったものを見てみますと、行政対象暴力が増加していりというようなことはあるわけなんですね。そういう全体の状況を見た中で、今回の法改正の目的、これを端的に伺いたいと思います。

○泉国務大臣 暴力団の銃器使用事件等については依然として後を絶つてない、さらには、資金獲得活動に連絡して国民の命あるいは財産に深刻な被害が出ておる、こういう状況は私どもも十分承知をいたしております。

また一方で、資金獲得活動が非常に多様化しており、あるいは潜在化しておる、巧妙化しておる、こういう中で、各種活動、事業への進出を阻もうとする行政機関等に対して暴力団が不当な要求をしておる、こういう実態も今日的な課題だと思つております。

今回の改正は、こうした情勢にかんがみまして、暴力団の代表者等の損害賠償責任の拡大強化、あるいは対立抗争に関する賞賛等の規制、行政対象暴力の規制、こうしたことにより一層強めしていく、これを新たに厳しく取り締まつていこうという考え方でございます。

この改正によって、対立抗争等における暴力行為の抑止、暴力団の資金源の封鎖及び被害回復の促進、こういうことが図られるものと考えておるところでございます。

○西村(智)委員 対立抗争などについては、平成十六年度改正において、いわゆる代表者に対する損害賠償請求ができるようになつたということなんですが、伺いましたところ、これによつて、件数自体も減つてゐるし、早目に収束する

ようになつたということなんですね。実際損害賠償請求が行なわれた件数はゼロだということでございました。

そういったことから考えると、今回損害賠償責任の拡大強化が、言つてみれば威力を用いた資金獲得活動にまで拡大されるということになるんで

すけれども、一体これで本当に効果が出るのだろうか。私は、平成十六年改正がいまだに件数ゼロだということから、大変懸念をしております。

この点については警察庁の方はどうお考えですか。

○宮本政府参考人 前回の改正の規定につきましては、対立抗争によって凶器を利用して行つたような事案を想定いたしております。

そこで、現実問題としては、対立抗争そのものの数は非常に抑止をされておりまし、またその数だけではなくして、長引くことがなく、早目早くに彼ら自身の方で収束を図る、こういう傾向が顕著になつてきております。

実はこの規定は、典型的には、そういう対立抗争によって一般人の方が巻き添えに遭う、こういったような状況を主たる念頭に置いた規定でございまして、そもそもそういう状況、発生する状況というのが極めて限定された状況になつてきており、そういう効果がこの規定によって起きてきているというふうに考えております。

一方、今回、威力利用の資金獲得活動一般まで広げた、法律の基本的な考え方としましては似通つてはおりますが、対象となりますのが、いわゆる恐喝行為でありますとか一般のみかじめ要求行為でありますとか、一般の方々が被害を受けれる、もちろん財産犯のみならず、それについて行われた殺傷行為なども含みますけれども、そういう非常に幅広い類型を対象にしておりますので、大変大きな効果があるものというふうに考えております。

○西村(智)委員 伺つていて、ちょっとわからないうところがあるんです。

一つは、対立抗争が平成十六年改正で抑止をされ、件数自体も減つてゐるし、早目に収束する

らわしていただけないのではないかというふうに考へています。

先ほど楠田委員の質問にもあつたんですけども、実際に資金獲得活動が代表者の、言つてみれば指令とか命令で行われているということを立証することは難しいんだという議論もかつてはありましたということですね。本当にこれで使用者の責任といったものが、この資金獲得活動にまで損害賠償請求の対象が拡大されたということで効果があらわれるのかどうか。これについてはまた非常に難しい。

つまり、実際に対立抗争といったものは現に存在をしているわけですし、今回の法改正によつて、もしもしたらこういった活動がさらにアンダーラ化していったり、あるいは、これは警察庁の報告書にも記載をされておりますけれども、資金獲得活動が組織的にできなくなつたような団体などは、直接的な暴力に転換をするところも出てきているということです、恐喝だとか強盗だとか。そういうところにまできちんと目配りをした上で法改正なのか、この辺については、私は甚だ疑問に思つております。

質問を続けますけれども、第三十一条の一でござります。先ほど免責規定ということについても質問がありましたが、指定暴力団の組織的な資金獲得活動を抑制して資金力を低下させる、そのため困難というふうに考えております。

○西村(智)委員 もう一つ伺います。

改正前法、旧法の第十五条の三で、民法の適用について記載をされております。これが新法においては第三十一条の三に転記されている恰好になつてゐるんですけども、まず、旧法の第十五条の三、つまり、これは民法七百五十五条で言うところの使用者責任を含むものだというふうに承認をいたしますけれども、これによつて暴力団代表者への損害賠償請求はどのくらいなされてきたのか、この件数を伺います。

また、第三十一条の三において、今回もまた損害賠償請求についても含めて民法の適用は記載されていますけれども、この趣旨について伺います。

この免責事項の一と二について伺いますが、指定暴力団の代表者などが直接間接に利益を得ることがなく、また、過失がないからといって、これは責任を免れるものだというふうに言えるのかどうか、この点について警察庁の考え方を伺います。

そもそも末端の組員の行つた不法行為をそれに対しで関与していない組の代表者に責任を負わせる、そういう規定を置くということでござりますけれども、それはやはり代表者の方がそもそも組員の理由から代表者に責任を負わせるということです。

そういう不法行為を行つて予見可能性がある等々の理由から代表者に責任を負わせるということです。

そこで、この規定につきましては、

○宮本政府参考人 暴力団の不法行為につきましては、当該暴力団の代表者またはその傘下組織の組長、これの損害賠償責任を追及する訴訟でござりますが、警察庁で把握している限りにおきましては、これまで二十件が提起をされております。

の中で、使用者責任を認容したものが七件、共同不法行為責任を認容したものが三件、和解が成立したものが七件、係争中のものが三件となつております。また、これらのうち、指定暴力団の代表者等、これを追及する訴訟は八件提起されておりまして、使用者責任を認容したものが一件、共同不法行為責任を認容したものが二件、和解が成立したものが三件、係争中のものが二件となつております。

また、三十一条の三の規定でございます。三十一条及び三十二条の二の損害賠償責任の規定が適用されない場合、すなわち、対立抗争等の場合及び指定暴力団の威力を利用して行う資金獲得行為以外の行為により損害が発生した場合でございますが、こういった場合の代表者等の損害賠償責任については民法の規定によるということなどを明らかにしたものでございます。

○西村(智)委員 私も今回いろいろ資料を読んでおりまして、結局、実際に今暴力団の組織というのは非常に複雑になつておりますので、傘下の組織も極めて多様で、いろいろな活動をしているところがある。そういうことからいろいろ考えてみまして、損害賠償請求の対象者というのを指定暴力団の代表者に限るのではなくて、ほかの支配的な地位にある者、傘下の組織ととか実質的に經營に関している関係企業などの代表者あるいは幹部、こういった者も第三十二条の対象にすべきだというふうに考えますけれども、この点については警察庁はどのようにお考えですか。

○宮本政府参考人 今回の改正では、指定暴力団の代表者等、これが配下指定暴力団員による資金獲得のための威力利用を容認している、こうした威力利用に伴う他人の権利利益の侵害について予見可能性なり回避可能性を有するということ、威力利用資金獲得行為によって得られる利益を享受する立場にあること、これを根拠として、その権利利益の侵害により生じた損害について代表者等に損害賠償責任を負わせることといたしたものであります。

代表者等の今申し上げたような立場、これに着目して責任を負わせることとしたということです。また、指定暴力団は代表者等の統制のもとに階層化されていますが、こうしたような条件を満たさない団体の代表者について同様の規定を設けることについては慎重な検討を要するものでございますし、また、指定暴力団は代表者等が構成をされております。指定暴力団において最も上位に位置する代表者等、これが最も賠償資力を有すると考えられることから、代表者等が損害賠償責任を負うこととしたものでございます。

○西村(智)委員 今のは、いわゆるほかの、傘下の組織それから実質的に経営に参加している関係企業などの代表者を対象とすることについては警察庁も検討したことがある、そういうことです。それから、それ以外の同様の団体につきましては、当然、対象とすべきかどうかというのは検討の材料となりますけれども、指定暴力団の性格からして、これは代表者等に損害賠償を負わすことと十分であると申しますが、それが適当であるというふうに考えたものでございます。

それから、それ以外の同様の団体につきましては、当然のことながら、何か不法行為を行つた場合には、要するに反社会的勢力と申しますか、周辺にある組織と申しますか、こういったものの末端の者が行つた行為につき、トップの者につき責任を負わすことができるかどうかということは、一つの対策としてはあり得るわけでございますけれども、暴対法、暴力団対策法そのものは指定暴力団員に規制の網をかけるという枠組みの法律でござりますので、これは別途の考え方が必要であるかというふうに思つております。

〔委員長退席 高市委員長代理着席〕
○西村(智)委員 そうしますと、今回の法改正では、言つてみれば、ふえ続けている準構成員といふのは対象にならないということでございます。これまでと、本来の暴対法のそもそもの立法の精神である市民の安全を守る、安心を守るということからは少し足りない、少しどいいます

か、かなり足りないところがあるというふうに考えますけれども、これで本当に暴力団の弱体化ですか、構成員や、まあ準構成員は対象にならないということがありますので、しかし、やはりこれは数を減らしていくなくちゃならないという社会的な要請はあるわけです。構成員や準構成員の減少につながるものと考へているのか、これでどういふふうに思つておられるか、そこを伺いたいと思います。

○泉国務大臣 警察としては、これまでにも三つの対応をとつて、暴力団の弱体化あるいは壊滅を究極の目的としてやつてまいりました。一つは暴力団犯罪の取り締まりの徹底、二番目が暴力団対策法の効果的な運用、そして三番目に暴力排除活動の推進を柱としてやつてきたところでございます。

今委員御指摘のよつた事柄、いわゆる数が減るのか、本当に暴力団の壊滅に向かつて今回の法改正が進んでおるのか、こういうお尋ねだと思いますが、今回の改正は、行政に対する暴力行為の規制、あるいは不当要求、こういうことを通じての資金獲得活動を防止するというねらいが一つありますとともに、これはる部長が説いたしましに、要するに反社会的勢力と申しますか、周辺にある組織と申しますか、こういったものの末端の者が行つた行為につき、トップの者につき責任を負わすことができるかどうかということは、一つの対策としてはあり得るわけでございますけれども、暴対法、暴力団対策法そのものは指定暴力団員に規制の網をかけるという枠組みの法律でござりますので、これは別途の考え方が必要であるかというふうに思つております。

四月の二十二日に、スイスの銀行に置いておいた五菱会の犯罪被害財産が日本に戻される、そういう交換公文がスイスと日本との両政府の間で取扱の意味を減殺する、そういうことができると思つておるわけです。

暴力団員の数がどうなるかということは、これからこれを確実に運用する中で数字としてあらわれることもありましたようし、しかし一方では、なかなか数字ではあらわせない複雑な暴力団の動きをしてくるわけありますので、実質的な暴力団の活動が減殺される取り組みをしていき、結果としてそういうことが数字としてあらわれてくるということを私は期待しておるところでございます。(発言する者あり)

○西村(智)委員 今、隣で泉委員が一生懸命発言を始めます。具体的には、検察官におきまして支給手続を開始する決定を行いまして、これを公告いたしま

をしておりましたけれども、本当にそのとおりなんですね。今まで何回もこれは改正をされていなかったのです。ところが、構成員、準構成員の足し合わせた数は、ここにところずっと高どまつております。構成員は少し減つているけれども、準構成員というものがふえてきている。

しかも、これは警察庁の報告書自身で記載をされておりますけれども、だんだんそいつた資金獲得活動なりその他の活動が大変見えにくくなつてきていて、市民にとっては一般的な経済活動と見分けがつきにくなつてゐるというふうに書かれています。構成員は少し減つていて、市民にとつては一般的な経済活動と見分けがつきにくなつてゐるわけですよ。そこのところを全体的に目配りしていないと、これはいつまでたつてもモグラの穴をたくよく話ではないかというふうに思つていますので、今回の改正は改正として、いわゆる縦のラインですね、伝統的な暴力団組織のあり方には着目をしての改正だということで、それはそれで理解をするんですけども、全体的な対策をきちんと見据えた中での今後の方針策定をぜひしていただきたい。ここは強く要望をいたします。

ちょっと時間が迫つてますので、もう一つ伺いたいことがありますので、先に進みます。

四月の二十二日に、スイスの銀行に置いておいた五菱会の犯罪被害財産が日本に戻される、そういう交換公文がスイスと日本との両政府の間で取扱われたと聞いております。これは、犯罪被害財産被害回復給付金支給法ですか、これによる犯罪被害の、外国にあった財産回復が行われる初めてのケースだということなんですねけれども、これについて、今後の見通しを簡単に法務省の方に伺います。

○三浦政府参考人 御指摘の、スイス政府から資産の譲与を受けた後の手続でございますが、これにつきましては、検察当局におきまして、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律に基づきまして支給手続を行うことになると考へております。

す。その上で、一定の支給申請期間内に被害者の方々から支給の申請を受け付けまして、検察官におきまして支給の当否あるいは額の裁定等の手続を行ふものでございます。そして、その裁定に従つて、譲与された資産を具体的に被害者の方々に分配する、支給するということになるものでございます。

検察当局におきましては、できるだけ早く、かつ多くの被害者の方々に支給ができるよう努めるものとというふうに承知しております。

○西村(智)委員 ありがとうございます。

今度は警察庁の方に伺いたいと思いますが、五菱会のその事件発生後に、それがきっかけともなつて犯罪被害財産被害回復給付金支給法の見直しが行われて、それが平成十八年の六月だったかというふうに承知しておりますけれども、平成十八年の六月に改正がなされて、それから本格的な外交交渉ということになつたのでしょうか。交換公文の締結まで二年という長い時間がかかるつたわけであります。

被害者の早期救済、被害者対策という点からすれば、仮に、両国間で、例えばこういったときにどういうふうに犯罪被害を回復するのかというアセットシェアリングの条約が存在すれば、もっと短時間でこの被害回復が可能になつたのではないかというふうに考えるのですが、警察庁はどういうふうにお考えでしょうか。

○宮本政府参考人 一般に、犯罪被害財産の被害者への回復につきましては、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律、これに基づきまして検察官がその支給に係る事務を担当しております。ですが、仮に、両国間で、例えばこういったものが、国内での搜査体制を強化していくだけのは当然のこととして、それとあわせて、被害者の早期救済という点から必要ではないかというふうに考えますが、今回の五菱会の件につきましては、我が国と没収した国との外交上の交渉によるところとなります。

警察といたしましても、当然、犯罪被害財産の回復といったことは重要な業務というふうに考えております。これに資するように、海外に移転された犯罪収益の解明といったことを積極的に図つ

てまいりたい、その上で関係機関に対し必要な協力を受けてまいりたいというふうに考えておりまます、国際的な枠組みにつきましては、今申し上げたとおりで、警察庁としてはお答えする立場にはないというふうに考えております。

○西村(智)委員 そうですか。もうちょっと踏み込んで答えていただけると思つていたんですけども。つまり、二年間の期間でこの被害者の方々がどういう経過をたどつてあるか、私の乏しい想像力で考えますと、これはやはり一日も早くというのが望まれるところだと思うんですね。

そういうふうに、これまでの事件が発生することも起ります。国内でマネーロンダリングが行われているときにもきちんと捜査していただきたいです。国外でマネーロンダリングが行われているときにもきちんと捜査していただきたいです。これが当然のことになりますけれども、国外でこういつたマネーロンダリングが行われているのではなく、現在わかっている事件では、ないということなんですが、それでも、しかし、この先も出てこないとは限らない、これはいわけあります。

そこで、外務省の方にお伺いをしたいのです

が、今回の財産回復ができるることは非常に喜ばしいことだと思いますし、御努力にも感謝をいたします。ですが、仮に、両国間で、例えばこういったものが、アセットシェアリングに関する国際的監視体制につきましては、議員の御指摘も踏まえまして、このような問題にどのように対処していくかにつきまして、関係省庁とも相談しつつ検討していくかと考えます。

実際、アセットシェアリングにつきましては、国連腐敗防止条約などの多国間条約あるいは日本刑事共助条約などの二国間条約に関連規定がございます。我が国としては、これらの条約の規定を踏まえまして、個々の事例における解決を通じて、アセットシェアリングに関する国際的なルールづくりの形成に寄与していくかと考えております。

また、マネーロンダリングにつきましては、国際社会が協調して行動することが極めて重要でござります。我が国といたしましては、監視の強化を含む国際的なマネーロンダリングの対策に貢献すべく、マネーロンダリング対策のための国際機関であるFATFに加盟いたしまして、マネーロンダリング対策の基準を定めたいわゆるFATF勧告の作成に積極的に寄与するとともに、その報

てまいりたい、その上で関係機関に対し必要な協力を受けてまいりたいというふうに考えておりまます、国際的な枠組みにつきましては、今申し上げたとおりで、警察庁としてはお答えする立場にはないというふうに考えております。

○西村(智)委員 そうですね。

○佐々木(隆)委員 どうぞお答えください。

十二日の交換公文への署名まで、委員御指摘のとおり、三年近くの時間を要しました。

このように一定の時間を要した主な理由でござりますけれども、第一に、スイスの国内法上、我が国に資産を譲与するには我が国が相互主義を保障する必要がございますが、二〇〇六年六月に国内法の手当てがなされるまで、我が国には相互主義の保障を可能とする国内法が存在いたしませんでした。第二点目といたしまして、二〇〇六年六月からは、スイス連邦政府に加えまして、実際没収したのはチューリヒ州でございますけれども、チューリヒ州も協議に参加したため、スイス内の調整に一定の時間を要したことが挙げられます。

委員御指摘の犯罪被害財産に係るアセットシェアリングに関する国際的監視体制につきましては、議員の御指摘も踏まえまして、このような問題にどのように対処していくかについて、関係省庁とともに相談しつつ検討していくかと考えます。

実際、アセットシェアリングにつきましては、国連腐敗防止条約などの多国間条約あるいは日本刑事共助条約などの二国間条約に関連規定がございます。我が国としては、これらの条約の規定を踏まえまして、個々の事例における解決を通じて、アセットシェアリングに関する国際的なルールづくりの形成に寄与していくかと考えております。

また、マネーロンダリングにつきましては、国際社会が協調して行動することが極めて重要でござります。我が国といたしましては、監視の強化を含む国際的なマネーロンダリングの対策に貢献すべく、マネーロンダリング対策のための国際機関であるFATFに加盟いたしまして、マネーロンダリング対策の基準を定めたいわゆるFATF勧告を踏まえて、国際協力の一層の強化に努力してまいりたいと考えております。

○本田政府参考人 お答え申します。

山口組系暴力団五菱会の幹部でございます梶山進がスイスの金融機関に送金して隠匿した犯罪収益等をスイス・チューリヒ州が没収した件につきましては、我が国政府として、当該資産の譲与を

○西村(智)委員 時間ですので、終わります。ありがとうございました。

○佐々木(隆)委員 次に、佐々木隆博君。

○高市委員長代理 民主党の佐々木でございました。

暴力対法一部改正について質問させていただきます。

暴力團というのは極めて特殊な組織であつて、本来あつてはならない組織なわけがありますが、そういう意味でいえば、根絶されなければならぬ、しかし、現存するのもまた事実であります。

今回そのため強化をされたということについては評価をさせていただきますが、しかし、より実効あるものにしていくために、何点か質問させていただきます。

最初に、暴力的な要求行為の中に、今回、行政対象を追加したわけあります。追加したというのか、追加しなければならなかつたというようなことなのかもしれません、その理由について、まずお伺いをいたします。

○宮本政府参考人 近年、暴力團の資金獲得活動はますます多様化、巧妙化をしてきておりますが、実態にござりますし、一般的の経済取引を装つて資金を獲得する傾向が見られます。ですが、そういう中で、許認可等を行う行政庁に対しても、自己または自己の関係者に有利となるような権限の行使を要求する傾向が顕著となつてきております。また、国や地方公共団体が行う公共工事の入札参加資格の審査においては、暴力團関係企業の排除といったことが行われております。

こうしたことから、指定暴力團員が、国や地方公共団体に対して、暴力團関係企業を公共工事の契約の相手方とすることであるとか、ライバル他社を入札から排除すること、こういったことを要求している、こういった実態がござります。

こうしたように、近年、行政庁に対しまして暴力團の威力を示して不当な要求を行ふ行為類型が見受けられるようになつてきましたことから、新たにこれらを暴力的要挙行為として規制することとい

たしたものでござります。

○佐々木(隆)委員 近年ふえてきたという解説がある。ということは、どうでしょうかね、今の話だと。まあ、いります、顯著になつてきましたという言い方がちょっと微妙だつたんですけども。

含めてありますけれども、地方公共団体では、いわゆるコンプライアンス条例、法令遵守の条例をこのごろ策定しております。先ほどお話を出ましたけれども、平成十八年度で千八百四団体、全体の九五・六%に及んでいるというふうに言われているわけですが、一方で、北海道の滝川市で介護タクシー代の不正受給といふのがありました。これは二億円近いわけであります。あと栃木県の鹿沼市でも、ごみ処理だとかスーパーの解体工事などに暴力団がかかわっていったのではないかというふうに報道されているわけであります。

行政対象としては、このほかにも、今的生活保護というものの不正受給でありますとか、あるいは公共事業に、先ほど部長から話のあつたような、あるいは公営住宅に不当人居でありますとか、そういったことをする、公共施設の利用などにも暴力団がかかわっているなどというようなことが、先ほど来言われているように、多岐にわたり複雑で巧妙という言葉を何度もこの今の論議の中で聞かれておりますけれども、まさにそういう状況にあると思うんですが、これらの実質的な排除活動というものを、どのように実効性を持たせていくのかという点についてお伺いをいたします。

〔高市委員長代理退席、村田委員長代理就任
着席〕

であるというふうに認識をしているところであります。

警察といいたしましては、生活保護、公共工事等から暴力団を排除するために、関係行政機関と協議をいたしまして、それぞれ通報の手続を定めるなど所要の制度を整備しているところでございます。また、情報提供を含めたお互いの連携強化といったことにも努めているところでございます。

また、行政機関に対して暴力団等からいろいろな不当要求がなされる、こういった排除の仕組みが整えば、反対に今度はそれを、入居させるとか生活保護を要求するとかいった形で不当要求がなされることが考えられるわけでございます。行政機関において組織的に適切な対応が図られるよう、地方公共団体に、コンプライアンス条例、それから要綱、こういったものの制定を働きかけております。

が、十九年末には九九・一%の自治体で整備をされております。さらに、行政機関が不安を抱くことなく暴力団に対し毅然とした対応ができるよう、警察として、弁護士会でありますとか暴力追放運動推進センター、こういったところと連携をいたしまして、きめ細かな相談対応に努めるとともに、また、当然のことながら、私どもとしても取り締まりを強化するなどしておるところでござります。

○佐々木(隆)委員 そこで、きょう、厚生労働省に来ていただいていると思うんですが、この滝川

の場合には、これはまさに暴力団関係者というふうに言われているわけでありまして、聞きますと、夫婦二人で年数がまたがつてたりといふことで、いきなり二億円が出てきたわけではないみたいなので、その辺が少しおくれたのかも知れないと、されども、そういうことで、生活保護費が暴力団の資金源などということは、これは許さない話であります。

岸和田の場合の、この通院交通費というのは、これは暴力団ではありませんけれども、厚生労働

省として、この種の対策というのを今までどういうふうに取り組んでこられたのか。また、もし取り組んできたのだとすれば、今回なぜ防げなかつたのか。今回のことを踏まえて、ではこれからどういうふうに強化をしていくのか。こういったことについてお伺いをさせていただきます。

○中村政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど来お話を出ております、暴力団員に対しても生活保護を適用する、こういうことは、生活保護制度への国民の信頼を揺るがすだけではなく、結果的に、先ほどもお話が出ていますように、公費である保護費が暴力団の資金源となり、暴力団の維持、持续に利用されることというので、極めて問題であると思っております。

かねてから、具体的には昭和五十六年から、生活保護における暴力団への対応については適正を図るということでやつてきたわけですが、特に近年、警察庁の御協力をいただきまして、平成十八年三月に各自治体、各都道府県警察本部あてに連携して通知を出して、暴力団対応を厳格化したところでございます。

具体的には、これまで少しあいまいであつたわけですけれども、暴力団員と判明した場合には、暴力団から離脱しない限り生活保護の申請を却下し、あるいは生活保護を受けておられる場合には生活保護を廃止する、こういう方針を明確にいたしました。もちろん、生活保護を直ちに廃止して本当に困ってしまうという急迫の場合には除きますけれども、要は、現在我々の方針としては、暴力団員には生活保護は適用しない、この基本方針を行うこと、それから、福祉事務所ではわからぬ十八年三月に決めているところでございます。

それから、福祉事務所において、暴力団員と疑われる者に対する対応をする際には組織的な対応を行うこと、それから、福祉事務所ではわからぬ情報提供を受ける必要があるときには文書等により協力を依頼する、こういうことでやつてまいりたわけでございます。

今回の滝川のケースは二つの問題がございまして、暴力団員に対する対応の面の不十分さ、それから実は、通院移送費という、通院する場合に生活保護費から移送に要する費用をお出しする、その基準が、必要最小限度という基準だけで、自治体の方の判断する際に少し不透明性があつた、その点を突かれてしまつたということがございますので、これからどういう対応をするのか、今回なぜ防げなかつたという二点でございますが、厚生労働省といたしましては、この四月一日から通院移送費の基準については明確化いたしまして、基本的にには、例えば滝川市の場合は、まず通院は滝川市内の医療機関を原則にするとか、そういうことをきちんといたしました。それを超える場合には厳格な審査をする、あるいは、医師の判断を求める場合にも、複数の医師の判断を求めるなどのことをいたしております。

今回、滝川市の事例についてうまくいかなかつたのはどうしてかという点、移送費の基準の問題など、そういう判断的な部分が不明確であつたところを除きますと、やはり当該事例、夫婦であったわけですが、夫の方が元暴力団員であつたわけですから、現役暴力団員を対象とした現在の調査だけでは十分行き届かなかつたという点がありますので、この点につきましても、警察厅とよく御相談し、今後、福祉事務所と警察署等の連携を強化して、行政対象暴力という観点から再発防止に努めてまいりたいと思つております。

〔村田委員長代理退席、委員長着席〕
○佐々木（隆）委員 暴力団に生活保護費とい
か、生活保護費と暴力団、何か矛盾する話で
あります。ただ、先ほどもちょっと触れましたけれど
も、岸和田市のような場合も、飛行機代も出てい
たりしているわけで、これは暴力団員ではあります
せんが、やはり基準というものをもう少し明確に
することを徹底していただきたいということと、
あわせて、やはり連携がないと、福祉事務所です
べてを判断するといつても、暴力団のデータを
持っているわけではないでしょうから、そういう

たことの連携というものもさらに求めておきたいというふうに思います。

次の質問に入らせていただきます。

先ほど来言われているわけですが、資金源を断つということが一番求められることではないかというふうに思います。これも先ほど来言われているように、巧妙、複雑、多岐であります、私も余り詳しいわけではありませんが、金融業、産廃処理業者、それから建設業、派遣労働、図書の売りつけ、わいせつDVDなどなど、いわゆるフロント企業というふうに言われているんだそうであります。そういうフロント企業から、今度は直接暴力団ではない、広域暴力団ではない下請、あるいは、もうちょっと言えば、暴力団とはかわりのない資金融通などをやって連携をするというような、さらにはまた、先ほどお話をありました国際犯罪というようなところまで、本当に極めて多岐にわたっているのと、巧妙ということは、言いいかえれば不透明化もしているということになるんだというふうに思っていますが、お伺いをしたい。

ささらにまた、政府に犯罪対策閣僚会議というのを設置しているというふうに聞いています。が、その中身といいますか、その実効をどう担保していくことができるのかということを、繰り返しになりますが、お伺いをいたします。

○**泉國務大臣** 暴力団の壊滅を図りますために、今、委員御指摘ございましたように、資金源を断つということが非常に大きな意味があるというふうに考えてお伺い드립니다。

その中で、従来は覚せい剤でありますとか恐喝でありますとか、あるいは賭博というような、いわゆる暴力団が行つておりました資金源の行為が、これまで委員御指摘いただきましたように、金融でありますとか、本当に幅広い分野で、社会の弱いところに、先ほど来御指摘のあつた生活保

護でありますとか、そういう分野にまで触手を伸ばしておる。いわゆる伝統的な資金活動に加えて、建設業でありますとか、その他事業の進出を

活発化させて、その活動を多様化させることによつて、形式的には暴力団法の適用を逃れる、組織の隠ぺいを図る、こういう非常に巧妙なやり方で資金獲得を行つておるということを認識しております。

そこで、暴力団の弱体化ということ、あるいは壊滅を究極的目的としまして、暴力団犯罪の取り締まりの徹底、二番目に暴力団対策法の効果的な運用、三番目に暴力排除活動の推進を柱とします。総合的な対策を展開しておるところでござります。

そうした中で、暴力団の、活動という言葉使るのはいかがかと思いますが、暴力団がいろいろなところに触手を伸ばしておるということで、政府を挙げて暴力団対策等に取り組む必要があることについて、犯罪対策閣僚会議というのが十五年の九月に設けられたわけでございます。

その下に、例示的に申し上げますと、銃器対策あるいは薬物乱用対策、国際組織犯罪・テロ対策、その他、人身取引とか子供を守るために組みが立ち上げられております。

そのほかに、この対策閣僚会議のもとで、十八年七月に暴力団取締り等総合対策に関するワーキングチームというものが設定をされたわけであります。ここで各省間にまたがるいろいろな問題を情報交換していく中で、公共事業や企業活動から暴力団を排除するための効果的な施策を推進していくという取り組みをやつておるわけであります。

○**佐々木(隆)委員** 今、いろいろな取り組みをされているというこ

とについて大臣からお答えをいたいたんです

が、行政、それから一般人、子供、まさに不透明化して、我々の日常生活のすぐそこまで、広域暴

力団の、その先の部分でしようけれども、忍び寄つておるということがありますので、ぜひしっかりと取り組んでいただきたいということと、先ほども西村委員からも話がありましたけれども、必ずしも広域暴力団に限らないわけで、先ほどの滝川の事例なんかは元暴力団あるいは暴力団関係者。結果、そこはまたつながっていくわけです。ね、広域暴力団に。そういうところにもやはり、今回のは広域暴力団に定めた法律ですけれども、これから全体の取り組みとして、ぜひその辺にしっかりと対応できるよう特に求めておきた

いというふうに思います。

次に、先ほど大臣から少し触れられましたけれども、暴力追放運動推進センター、暴追センターと言われるものについてお伺いをいたしました。

排除活動というものを進める上で、警察力はもちろんでありますけれども、警察力だけではなくて、やはり民間との連携協力というのは極めて大事だというふうに私は思つております。その中心を担つていただいているのが、この暴追センターだというふうに思つております。

今回、これを質問するに当たつていろいろ調べてみましたら、この暴追センターに来る相談件数が、前後しますけれども年間約四万件ぐらいあります。ここで各省間にまたがるいろいろな問題を取り組んでいるところです。

そのほかに、この対策閣僚会議のもとで、十八年七月に暴力団取締り等総合対策に関するワーキングチームというものが設定をされたわけであります。ここで各省間にまたがるいろいろな問題を情報を交換していく中で、公共事業や企業活動から暴力団を排除するための効果的な施策を推進していくという取り組みをやつておるわけであります。

その中で、従来は覚せい剤でありますとか恐喝でありますとか、あるいは賭博というような、いわゆる暴力団が行つておりました資金源の行為が、これまで委員御指摘いただきましたように、金融でありますとか、本当に幅広い分野で、社会の弱いところに、先ほど来御指摘のあつた生活保

だけの相談室で、秘匿性に欠けるというようなどころがあると。

あるいはまた、これは新聞であります。長崎では五人いた職員を三人に減らしている。ある

いは京都では、十三カ所あつた相談窓口を市内一本化した。それから鹿児島県では、賛助金と補助金、賛助金は一般から集めるんですが、補助金がどんどん減少している。それから静岡県では、利回りの高いところを何とか今探す苦労をしてい

る。福岡にも事例があるんですが、そういうふうに、実際には暴追センターの運営というのが極めて厳しい状況になつてきてるわけであります。

暴力団対策の中でも極めて重要な役割を果たすと思うこの暴追センターについて、行政的な支援

といふものを作りしつかり考えていかなければなりません。私が思つうんですが、そのお考えがあるか、お伺いをいたします。

○**宮本政府参考人** 暴力追放運動推進センターについてございます。

このセンター、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済に寄与することを目指して、暴力団員による不当な行為に

止めたとして、暴力団員による不当な行為に

関する相談でありますとか、少年に対する暴力団の影響の排除、暴力団からの離脱支援、責任者講習、これらを実施するとともに、暴力排除に関する広報等を行つておるところであります。暴力排除活動を推進していく上で極めて重要な存在であるというふうに考えております。

特に、暴力追放運動推進センターにつきまして、御指摘のように、近年の社会経済情勢の中、その事業活動等、一層の強化が求められています。とともに暴力排除活動を進めることといたしておりまして、その活動の意義について周知を図り、広く社会の理解と協力が得られますとと

ころが、これは暴追センターが出した「現状と課題」というものでありますけれども、それを見ますと、事業の中核である相談事業に関する相談室の環境については、三つの暴追センターで相談室がなく、相談室があるとする暴追センターでも、十の暴追センターでは事務所と間仕切りした

だけの相談室で、秘匿性に欠けるというようなどころがあると。

あるいはまた、これは新聞であります。長崎では五人いた職員を三人に減らしている。ある

いは京都では、十三カ所あつた相談窓口を市内一本化した。それから鹿児島県では、賛助金と補助金、賛助金は一般から集めるんですが、補助金がどんどん減少している。それから静岡県では、利回りの高いところを何とか今探す苦労をしてい

る。福岡にも事例があるんですが、そういうふうに、実際には暴追センターの運営というのが極めて厳しい状況になつてきてるわけであります。

暴力団対策の中でも極めて重要な役割を果たすと思うこの暴追センターについて、行政的な支援といふものを作りしつかり考えていかなければなりません。私が思つうんですが、そのお考えがあるか、お伺いをいたします。

○**宮本政府参考人** 暴力追放運動推進センターについてございます。

このセンター、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済に寄与することを目指して、暴力団員による不当な行為に

止めたとして、暴力団員による不当な行為に

関する相談でありますとか、少年に対する暴力団の影響の排除、暴力団からの離脱支援、責任者講習、これらを実施するとともに、暴力排除に関する広報等を行つておるところであります。暴力排除活動を推進していく上で極めて重要な存在であるというふうに考えております。

特に、暴力追放運動推進センターにつきまして、御指摘のように、近年の社会経済情勢の中、その事業活動等、一層の強化が求められています。

とともに暴力排除活動を進めることといたしておりまして、その活動の意義について周知を図り、広く社会の理解と協力が得られますとと

あります。

○大畠委員 私も、この法律案の質疑に当たつていろいろ事前にお話を聞いたんですが、金融庁も大変大きな任務を担うと思うんですね。金融のマネーロンダリングとかインターネットを使った資金集めとか、これを全部警察の方でやれといったって、なかなかそういう専門の方を養成するのも大変だとは思うんですが、そこら辺は連携しなければならないと思うんです。

先ほど佐々木委員からも指摘がありましたし、西村委員からもそれぞれ質問がありましたが、結局この資金の流れをどうやって断つたらいいんだと。もう長い間暴力団対策というのをやっているんですが、なかなかこれは減らないんですね。この統計資料を見ても、微増したり微減したりしていますが、この統計に載っているものだけでも大変な水準をずっと維持しているようございまして、なぜこういうことが減っていないのか。やはり資金が流れ込んでいるんだと思うんですね。

そこで、この暴力団に流れ込む資金というのは、日本国内だけではなく、私は、国際的にもそういう資金の流れというのがかなりうごめいているんだと思うんです。ですから、警察庁も大変かもしれません、日本国内の犯罪はもとより、国際的な、暴力団というのはマフィアですかね、アジアのマフィアとの連携ですか、そういうつながりができ始めていますから、アジア全体でのマフィアや暴力団に対する資金の流れ、あるいは暴力団を中心とするいかにも私は暴力団ですといふような感じの人はだんだん少なくなつて、一見ジエントルマン風だけれども実はかなりあこぎなことをやっている、そういう周辺の関連産業といふのはふえ始めているんじやないかと思うんですね。

ですから、この暴対法という法律、できてから随分たっているわけですが、そういう社会の変化に対応したものにしなければ、先ほど委員から御指摘ありましたけれども、どんなに法律を変えたって実効性がなければ意味がないわけであ

りまして、そういう意味で、資金の流れ、あるいは暴力団の関連産業の状況をどういうふうに把握し、また、振り込め詐欺なんかも最近改めてふえたといふ事実を聞いています。年金だとか保険金詐欺とか、助けてやると言つて実は振り込まれるとか、相手も、必死というのはおかしいですか、かなり頭を使って、知恵を使って悪いことをやろうとしてやつておりますので、ここら辺、警察庁としても、こういう全体的な流れをどうつかまえてとどめを刺そうとしているのか、この辺についてお伺いしたいと思います。

○宮本政府参考人 まず、暴力団の主な資金源といたことで、いわゆるみかじめ料の要求でありますとか、のみ行為、賭博、覚せい剤の密売、こういった伝統的な資金獲得犯罪、これらにつきましては、認知件数、被害総額、依然として高水準で推移をしているところでございまして、いわゆる詐欺といいますか、恐喝に当たるものもございましたけれども、そういうものも含めて取り締まりと被害拡大の防止に努めているところでござります。

昨年は、振り込め詐欺で四百五十四人を検挙、このうち暴力団等が占めますのは十九人、四・二%、検挙人員の中に占める割合としてそう多いというものではございません。しかしながら、警察といたしましては、この振り込め詐欺、それから振り込め詐欺に関連するような犯罪、これが暴力団の有力な資金源の一部となつていて、こういうふうに考えられることもございまして、引き続き、暴力団と振り込め詐欺グループとの連携を視野に入れて取り締まりを徹底してまいる所存でございます。

○大畠委員 いずれにしても、時代とともにその業態というのは大きく変わつていて、考えております。警察官も現場で一生懸命頑張つてゐるんですが、相手がどんどん変わるのですから、警察官の方も変わらなきやならない。そういう意味で、国家公安委員会というのも、私もいろいろつとその問題を取り上げてきましたけれども、何か組織が古くなつてしまつたんじゃないかな、十分に国家公安委員会というものが機能しているのかどうか、私もかなり疑問に思つてあるんです。

さらに、先ほど御案内ありました国際的な広がりとか、こういったこともございまして、現在は、警察庁におきましては、こういった暴力団、反社会的勢力を担当する部門、それから国際組織犯罪を担当する部門、銃器や薬物の密輸、密売などの警備課と連携したり社会運動を標榜したりするような団体としての活動をいたしております。私ども、暴対法そのものは指定暴力団、これを規制の対象としたとしておりますけれども、取り締まりの対象といった

警察庁におきましては、こういった暴力団、反社会的勢力を担当する部門、それから国際組織犯罪を担当する部門、銃器や薬物の密輸、密売などの警備課と連携したり社会運動を標榜したりする組織犯罪対策部ということで、お互いの情報交換をしながら総合的に取り組んでいるところでございまます。

そうした中で、振り込め詐欺につきましてお尋ねがございましたけれども、振り込め詐欺につきましては、認知件数、被害総額、依然として高水準で推移をしているところでございまして、いわゆる詐欺といいますか、恐喝に当たるものもございましたけれども、そういうものも含めて取り締まりと被害拡大の防止に努めているところでござります。

昨年は、振り込め詐欺で四百五十四人を検挙、このうち暴力団等が占めますのは十九人、四・二%、検挙人員の中に占める割合としてそう多いというものではございません。しかしながら、警察といたしましては、この振り込め詐欺、それから振り込め詐欺に関連するような犯罪、これが暴力団の有力な資金源の一部となつていて、こういうふうに考えられることもございまして、引き続き、暴力団と振り込め詐欺グループとの連携を視野に入れて取り締まりを徹底してまいる所存でございます。

○泉国務大臣 先ほど来委員の御指摘のように、新型ウイルスにどう警察側も対応していくか、こういうことは常に考えていかなければならないことだと思いますけれども、そういう中で、今回は特にこの資金源を断つ、そこに着目をして、従来からやつてしまひました三つの暴力団対策に加えて、資金源を断つためにどうするか、さらに、暴力団の活動を抑える、その賞揚を規制する、そうした観点から今回の法律案を出させていただいたわけですがございます。

過去の改正も踏まえまして効果があつたのか、再三先ほどからお話をございました。私は、改正を通じて効果があつた、だからこそ暴力団員の数が、逆に言うとああいう状況でおさまつておるのではないか。これをもつと厳しくやつていいこうと、この資金源を断つ、そこに着目をして、従来からやつてしまひました三つの暴力団対策に加えて、資金源を断つためにどうするか、さらに、暴力団の活動を抑える、その賞揚を規制する、そうした観点から今回の法律案を出させていただいたわけですがございます。

過去の改正も踏まえまして効果があつたのか、再三先ほどからお話をございました。私は、改正を通じて効果があつた、だからこそ暴力団員の数が、逆に言うとああいう状況でおさまつておるのではないか。これをもつと厳しくやつていいこうと、この資金源を断つ、そこに着目をして、従来からやつてしまひました三つの暴力団対策に加えて、資金源を断つためにどうするか、さらに、暴力団の活動を抑える、その賞揚を規制する、そうした観点から今回の法律案を出させていただいたわけですがございます。

○大畠委員 いずれにしても、時代とともにその業態というのは大きく変わつていて、考えております。警察官も現場で一生懸命頑張つてゐるんですが、相手がどんどん変わるのですから、警察官の方も変わらなきやならない。そういう意味で、国家公安委員会というのも、私もいろいろつとその問題を取り上げてきましたけれども、何か組織が古くなつてしまつたんじゃないかな、十分に国家公安委員会というものが機能しているのかどうか、私もかなり疑問に思つてあるんです。

国家公安委員会としては、この暴力団問題に限

らず、大変厳しい議論を週一回二時間余り、あるいは三時間に及ぶような時間をかけてやらせていただいております。そういう議論の中で、今回の暴力団法の改正についても、先ほど申し上げました法改正の目的に沿つて、実効ある努力をこれからやつていくことが大切だという検討をいたいたいところでございます。

この暴力団対策とは少し違いますが、取り調べの適正化等につきましても、国家公安委員会で十分に議論をいただいて警察庁に指導をしておるわけでございまして、これからも国家公安委員会としては一層の努力をしていかなければなりませんと思つております。

○大畠委員 泉委員からいろいろ目標値を示せといふに言われて、なかなか示せないでいるというのですが、国家公安委員会は、やはり警察庁と違うんですから、目標とちゃんと言つた方がいいですよ。例えば、これは平成三年のころは九万一千人だったのが平成七年に七万九千三百人に減つてきたんだけれども、準構成員というのがあなたがいつつ始めたんですか。だから、公安委員長、はつきり言つた方がいいんですよ、はつきりと。

社長というのは、やはりこうしようという方針を出すのが社長みたいなのですから、警察庁長官を呼んでもなかなかここに出てこないですか。だから、公安委員会としてこういうことにしよう、例えば平成七年度の七万九千を目指しよじやないかとか、そういうことをはつきり言うのが私は必要なんぢやないかと思います。

いずれにしても、今公安委員長がおっしゃいましたけれども、この法律案が実行されるように、ぜひ指導力を強化していただきたいと思うところであります。

そこで、残りの時間が少なくなつてしまいまして、ちょっととの関連する、暴力団とは関係しないわけありますが、警察の行動について、私の茨城県の方で、JRの荒川沖駅において殺傷事

件が発生しました。この事件に対応する対処の仕方として、警察の対応に対し、県民からも、ちょっと対応は問題だつたんじゃないかというような指摘、あるいは、「二十二日に報告書がまとまりた」ということであります。それに対する記者会見等では、被害者への陳謝の言葉がなかつた、今回の捜査において処分するようなミスはなかつたという声があるけれども、これはおかしい報道されております。

あの状況の中で、結果論で言うわけではありませんが、やはり第一に、犯人逮捕も大事でありますけれども、市民の生命財産を守るというのが私はつかり私は言うべきだと思います。本当に行政あるいは警察の使命でありますから、そういう意味では、やはりミスがあるものはミスとして、あるいはこの方針を決定したことはやはり問題だったというのであれば問題だったと、はつきり私は言うべきだと思います。

本当は警察庁長官に来ていただきたかったわけではありませんが、警察庁長官はきょうはお出にならないということでありますから、米田刑事事務局長がお答えになるんでしょうか。警察庁としての今回の事案に対する見解を改めてお伺いしたいと思います。

○米田政府参考人 この事件は、三月十九日に第一の事件が発生をいたしまして、約七十人の体制で、茨城県警は捜査本部を設置して捜査を進めておつたところであります。その過程で、二次被害が発生する可能性があるということで、体制を大幅に増強いたしまして、三月二十三日、この第二事件、荒川沖駅の事件が起つたときには約百七十名の体制で、駅あるいは列車の中、列車警乗などの儀がまさにその当日行われる、そこにあらわれるるかもしれないというようなことも考えて、かなり広範に捜査員を配置していたという報告を受けております。

そういう中で第二事件が発生をいたしまして、確かに結果論という面もありますが、それに対する結果として駅にあらわれた被疑者を見逃してしまった、そして次々と被害があつた。これは、茨城県警本部長が記者会見で述べておられますように、県民の治安に対する信頼を失墜させるものであるということです。反省すべき点がありますけれども、まさにそのとおりであらうかと思います。

そして、今委員がおっしゃいましたように、それは検挙ではなくて、そもそも犯罪に遭わないようになりますということが第一ではないか、まさにそのとおりでございまして、そもそも、もちろん、犯人を検挙すればその危害の危険性は去るわけでありますけれども、それはあくまで手段でございまして、私どもが目指しますのはやはり市民生活の安全と平穏の確保、それを第一義として、事件が発生した後の被害拡大防止等にも努めてまいらなければならぬというようになります。

警察庁いたしましては、そういう観点から、この事件が起こりまして、直ちに通達も発出し、都道府県警察を指導しておりますけれども、そういう凶悪な事件が発生した際には、二次被害の防止、市民生活の安全確保ということを最重点に活動を強力に行っていくべきである、そのように今後とも指導してまいりたいと考えております。

○大畠委員 今る御説明いただきましたが、警察庁としては、今回の事案で亡くなられた方やあるいは殺傷を受けた方に対して陳謝するという言葉を含めた形での見解と受けとめていいのかどうか。要するに、この間の記者会見では陳謝の言葉はなかつた、さらに、今回の捜査方針について処分するようなミスはなかつたというので、それでは何なんだ。現実問題、人が殺されているわけですね。

いろいろな言葉を駆使したとしても、やはり率直に、市民の生命財産を守る警察として問題があつた、亡くなられた方には陳謝する、そして内閣委員会がまさにその当日行われる、そこにあらわれるるかもしれないというようなことも考えて、かなり別会社ですから私どもは関知しませんなんという話じゃダメですよ。

○大畠委員 警察庁と県警というのは別組織、別組織といってこんなときは分けますが、指導監督する責任があるわけですよ。警察庁は、その県警の不手際があれば、当然、警察庁として、あれは別会社ですから私どもは関知しませんなんという話じゃダメですよ。

公安部員長、公安部員会でこの問題は安易な形で取り扱つてもらつては困るんです。こういうとこそこそ公安部員会がやはりきちとした方針を出さなきやダメなんですよ。公安部員長として、今まで取り扱つてもらつては困るんです。こういうところをいたしまして、どういうふうに感じられるのか。これは大事な話ですから、公安部員長のお話をいただきたいと思います。

○泉国務大臣 先ほど来の陳謝するというような事柄につきましては、局長が答弁をいたしましたように、茨城県警本部の考え方だと私も思つております。

この問題につきましては、県警から先日来、五点でしたか、取り組んだ状況、そして反省点の報告がありまして、国家公安委員会にも報告がなされました。それは承知をいたしております。

この問題をこれからは、一つの茨城県の問題にとどめることなく、こういう事態の再来を防ぐために、既に、昨日であります、捜査一課長、三課長会議が行われましたので、そのことを通じて、全国にこの問題を重く受けとめるよう指示がなされております。

私も、委員がおっしゃるように、陳謝をするということよりも、やはりこれを、事件を反省して、一層、県民、国民の命を守つていくということに全力を挙げたいと思っておるところでございます。

○大島委員 時間が来ましたからやめますけれども、公安委員長、国家公安委員長は全国の公安委員会のトップなんですよ。警察庁のトップじゃないんだよ。大臣は全国の公安委員会のトップなんだよ、茨城県も含めて。そういう、何か警察庁の上に乗っているような組織のトップのような話じゃ困るんです。後はないんだから、これはもうちょっと、警察庁に軸足を置くんじゃなくて、国民の立場に置くのが、我々代議士の一つの職務として国家公安委員長になつているんじやないですか。今の話はまるつきり警察庁と同じような姿勢ですよ。

改めてこの問題も、ぜひ公安委員長には国民の立場に立つてもらいたい、警察庁の立場じゃなくて。無難に国家公安委員長をこなすんじやなくて、國民の立場としてのメッセージを公安委員会の中から出していただくようを要望して、時間が来ましたので、質問を終わります。

○中野委員長 次に、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党的吉井英勝でございま

す。

最初に、政府参考人に伺つておきますけれども、法案に関連していろいろな資料もいただいておりますけれども、資金獲得活動による検挙状況の表というのを見ていますと、要するに、覚せい剤、恐喝、賭博、のみ行為といつたいわゆる警察分類による伝統的資金獲得活動の検挙数は、この十年間、九七年から十年間で一万四千四百五人から九千四百十二人と減つてあるわけですね。割合では、検挙率は四五%から三三%に減つております。しかし、覚せい剤、恐喝、賭博、のみ行為以外のいわゆる非伝統的資金獲得活動で検挙された人數というのは、これは一万七千七百四人から一万九千五人へふえていて、割合でいいますと、五五%から六七%にふえているわけですね。

ですから、今暴力団の資金獲得活動は、いわゆる伝統的資金獲得活動から非伝統的資金獲得活動に主流が移つて、それで対策を考えていかなきやならないということで臨んでいるわけです。

○宮本政府参考人 全体で、いわゆる伝統的資金獲得活動の検挙人員につきましても三割の人員を占めている、これは相当な人員だといふうに考

えておりますし、引き続き重要なと考えております。

○吉井委員 なぜかというのは、いまいちよくわからんんですね、今の話じや。

私は、やみ金関係の方は、かつて財金でやみ金規制法をやつたときに貸金業法関係は取り上げたこともありますから、あの二つの大きな、風営法関係とそれから建設業法関係でふえておりますが、まだまだ手ぬるいと思うんです。

大阪では、この前取り上げましたように、小学校の真ん前にこういうものが三軒もできているん

ですが、まだまだ手ぬるいと思うんです。

大阪府警と大阪府なり市の関係機関と協力してやはり本来やつていかなきやいけないはず

のに、十分じゃないんじやないか。あらゆる知恵を使い、法律や関係行政機関との協力で、風俗

営業関係についても、暴力団対策のためにもこう

いう異常なあり方についてやはり徹底して取り組むことが必要ではないかと思うんです。

○片桐政府参考人 お答え申し上げます。

営業が暴力団の資金源として大きな位置を占めており、縮まりを厳しくしてきてるはずなんですよ。取り締まりを厳しくすれば、普通だったら、暴力団がつけ入るすきはなくなつて検挙数は減るはずなんですが、このようにふえ続けるのはなぜかという問題ですね。警察側も、暴力団活動を見つめるとか事実上野放しということではないかと私は思つてますけれども、やはり風俗営業、特に歓楽街などに多いわけでございますが、こういつたところは暴力団の有力な資金源となつておる、暴力団が関係者に違法な風俗営業などを行わせたり、また資金源としてみかじめ料を徴収したり、こういった実態が見受けられるわけでござります。

そういうことから、風俗営業法違反の取り締まりについても、暴力団対策として大変重要な位置づけであるというふうに考えて、取り締まりを強化しているところでございます。

○吉井委員 なぜかというのは、いまいちよくわからんんですね、今の話じや。

私は、やみ金関係の方は、かつて財金でやみ金規制法をやつたときに貸金業法関係は取り上げた

ことでもありますから、あの二つの大きな、風営

法関係とそれから建設業法関係でふえておりますが、まだまだ手ぬるいと思うんです。

大阪では、この前取り上げましたように、小

学校の真ん前にこういうものが三軒もできているん

ですが、まだまだ手ぬるいと思うんです。

大阪府警と大阪府なり市の関係機関と協

力してやはり本来やつていかなきやいけないはず

のに、十分じゃないんじやないか。あらゆる知

恵を使い、法律や関係行政機関との協力で、風俗

営業関係についても、暴力団対策のためにもこう

いう異常なあり方についてやはり徹

底して取り組むことが必要ではないかと思

うんです。

○片桐政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の小学校に隣接しておりますホテルにつ

きましては、大阪府警察におきまして、三月の営業開始時点で、関係機関から、風営適正化法上のラブホテルの要件に該当するような設備は設けられていないという報告を受けております。この点につきましては、四月一日の当委員会において御答弁申し上げたところでございます。

その後でございますが、大阪府警におきましては、引き続き、関係機関から、旅館業法に基づく立ち入りと指導の状況につきまして情報提供を受けているところでございます。しかしながら、まだこれまでのところ、ラブホテルの要件に該当するとの連絡は受けていないというふうに聞いております。

今後とも、関係機関との連携をさらに図りながらその実態把握に努めて、違法行為があれば適切に対応したいと考えております。

○吉井委員 小学校の真ん前に建っているものは、こういう要件とこういう要件に合はないということを言つては、子供がラブホテルに困るも次々とでき上がつてしまふんですね。

大阪の橋下知事さんは、子供が笑う大阪にと言つておられた方なんですよ。小学校の前にこんなものが建つたのでは、子供がラブホテルに困る大阪というものになつてしまふんじゃないかと思うわけです。増田大臣は、あらゆる手を尽くして締め出していくと、この委員会で答弁をされました。

私はやはり、大阪府警本部、その他の県警本部もそうなんですけれども、知事や市長、そしてその関係部局ともっと協力して、あらゆる権限を生かして、何はでも小学校の真ん前に三軒もラブホテルができるような事態は一掃する、こういふことに取り組んでいくべきだと思いますが、國家公安委員長にも以前この問題でお答えいただいておりますが、公安委員長の方にお考へを改めて伺いたいと思います。

○泉国務大臣 きょうは、風営法違反という事柄の増加が暴力團の資金源になつてているのではないという視点からのお尋ねがございました。その

ことを思いますと、いわゆる子供たちの学校教育ということと同時に大変重要な問題点の指摘だと思ひます。

いわゆる類似ラブホテルについては、法律的に風営適正化法に合っているかどうかということです。指導、警告をやつておるわけでございますし、また一方では、建築基準法とか旅館業法とかそういう事柄で都道府県が措置命令を出しておる、こういう事柄でございますが、前回でしたか、私がお答えを申し上げましたのは、法のすき間を縫つてこういう悪行を働くということは本当にあってはならないと今も思つております。

警察庁では今全国の状況を調べておるというふうに承知をいたしておりますので、そういうことを踏まえて、もう一度、関係省庁も含め、また自治体も含めて対応を考えてみたいと思います。

○吉井委員 この間、増田総務大臣は、全国百二十ある条例、そういう条例も各自治体にも紹介ながら、国の法律、地方の条例、それに相当する行政機関と警察とが連携して締め出していくといふお話をありましたので、大臣にもそういう立場で連携してやつていただきたいと思います。

建設業関係で見ておきますと、大阪府の堺市で、大阪府が百五十億円の補助金を投入して、シャープの新工場の建設が今始まっていますが、この建設工事の元請企業というものは清水建設ですが、この建設工事に大阪市内の暴力團系の企業、大和重機が下請として参入しました。大阪府は、昨年の十二月上旬に、シャープの建設工事に建設を含むゼネコン二十三社に対して、この暴力團系企業 大和重機を下請に使用せば指名停止になります。

○吉井委員 ですから、一年半ほど前にその通報を受け、その後に、もちろん大阪府は、清水建設を含むゼネコン二十三社に対して、この暴力團系企業 大和重機を下請に使用せば指名停止になりますという内容の注意喚起をしているんですね。大阪府警が大阪府に、この下請企業が暴力團と親交ある企業として非難される存在、要するに暴力團系の企業であるという通報をしてから、建設工事の元請である清水建設が大和重機を下請から排除するまでには一年以上たつていていますね。

シャープの工場というのは、先ほどのお話にもありましたように、大阪府から補助金を受けている参考人の方に伺つておきます。

○宮本政府参考人 大阪府警察からの報告によりますと、大阪府警察としては、平成十八年の八月

の時点で大阪府に対しまして、大阪市内の建設業者、下請に入っていた業者が暴力團と社会的に非難される関係がある、こういうことで通報をいたしたものでございます。その後、大阪府が補助金を交付して建設中の工事にこの建設業者が下請として参入している、これがその後に判明をしたと

いうことで、大阪府において、施工である企業にその経緯など情報提供をしたということで、その結果、当該建設業者が下請から外れたということで承知しています。

○吉井委員 ですから、一年半前に大阪府警は建設の動きをつかんで、大阪府の関係課に伝えていますよね。大阪府警は、府暴力團等排除措置要綱に基づいて、大和重機という企業が暴力團員と社会的に非難される関係を有していると認められると、この間、増田総務大臣は、大阪府に通報しているわけですね。

そのことを今おつしやったわけですが、この暴力團というのは山口組系暴力團組長を含めての話ですね。

○宮本政府参考人 今申し上げたその関係のある暴力團とは、山口組であつたと報告を受けております。

○吉井委員 ですから、一年半ほど前にその通報を受け、その後に、もちろん大阪府は、清水建設を含むゼネコン二十三社に対して、この暴力團系企業 大和重機を下請に使用せば指名停止になりますという内容の注意喚起をしているんですね。問題は、執行しなければ意味がないわけですから、風営法にしろ、資金業法にしろ、建設業法にしろ、この十年間でどんどんふえているという非伝統的資金活動、そういうものを本当に封じ込めていく上では、もつと関係行政機関とも連携をとりながら、しかし、警察自身が、いや、それは関係機関の問題ですよといふうに何か責任が軽くなる話じやありませんからね、責任は非常に重いわけなんです、法律上。同時に、しかし、それをもつと緊密な連携をとつて本格的に資金源の活動を断つということでやっていかなかつたら、また新たな法律改正を何度も繰り返していかなければいけないことになると思つうんです。これは大臣に伺つておきたいと思います。

○泉国務大臣 関係省庁あるいは自治体を含めたそれぞれ、そしてまた国民の皆さんとの連携を密にして取り組んでいくということは御指摘のとおりだと思っております。

これまで取り組んでまいりました暴力團対策に加えまして、今回の改正法の的確かつ厳正な運用を通じて、暴力團の弱体化、壊滅に向かまして一

いのものですよ。警察と大阪府が、反社会的存在である暴力團系企業がそういう工事に参入して利益を得ていたといったことを野放しにするつもりはなかつたともちろん私は思いますけれども、しかし、野放しにしておつたじゃないかと言われても仕方がないのではないかというふうに思うんです。

層努めてまいります。

○吉井委員 あと一分ぐらいになつてきましたから、もうまとめて終わりたいと思います。

暴力団の対策、あるいは暴力団を中心とする銃器対策、いろいろな法案をこれまでつくつてしましましたが、資金源を徹底的にたたいて組織の中枢まで打撃を与える、それを目指して頑張るんだということを、いつも法案の説明のときに聞かせていただいできました。しかし、なかなかそういうないわけですから、伝統的でない資金獲得活動も徹底して断ち切つっていく、そのため、今大臣から決意をお聞かせいたいたいわけですが、具体的にどういう対策をとつてこれを進めていくのか、その法を執行する上での取り組みを強化していかれるように、時間がもう参りましたので終わりますが、次の機会に改めて伺いたいと思いますので、そこをきちんとやつていただきたい。

これで私の質問を終わります。

○中野委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○中野委員長 これより討論に入るのであります
が、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、参議院送付、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○中野委員長 [賛成者起立]
起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。
ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○中野委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○中野委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十分散会

平成二十年五月十三日印刷

平成二十年五月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

0